

平成27年度

岩手県男女共同参画年次報告書

平成28年11月

岩 手 県

平成 27 年度 岩手県男女共同参画年次報告書

目 次

総括	1
----	---

第 1 部 岩手県の男女共同参画の現状

I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成	3
II 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり	8
III 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援	13

第 2 部 岩手県の男女共同参画推進状況～「いわて男女共同参画プラン」による～

◆ 施策の体系 ◆	16
1 「いわて男女共同参画プラン」主要な指標の達成状況	
(1) 【主要指標】達成度一覧(27年度実績、対27年度目標値)	18
(2) 平成27年度における主要な指標達成度に係る評価と今後の対応	19
(3) 平成27年度における参考指標達成度	21
2 平成27年度「いわて男女共同参画プラン」関連事業	
I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成	22
II 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり	25
III 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援	32

第 3 部 参考資料

○ 男女共同参画社会基本法	34
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	37
○ 岩手県男女共同参画推進条例	43
○ 岩手県男女共同参画推進条例施行規則	47
○ 男女共同参画に関する国内外の動き（年表）	49

第 1 部

岩手県の男女共同参画の現状

本県では、「いわて男女共同参画プラン」（平成 23 年度策定）において、3つの「施策の基本的方向」を定めています。

ここでは、この基本的方向ごとに、各種統計データを用いて、本県における男女共同参画の現状を示しています。

～プラン「施策の基本的方向」～

- I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成
- II 家庭・地域・職場において個性と能力を發揮できる社会づくり
- III 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援

第 2 部

岩手県の男女共同参画推進状況

～「いわて男女共同参画プラン」による～

「いわて男女共同参画プラン」の着実な推進を図るため、15 の主要指標と 23 の参考指標を定めて毎年進捗状況を把握し、施策の検証・評価を実施しています。

第 3 部

参 考 资 料



平成 27 年度 岩手県男女共同参画年次報告書

平成 28 年 11 月発行
発行 岩手県環境生活部若者女性協働推進室

〒020-8570 盛岡市内丸 10 番 1 号
TEL 019-629-5346 FAX 019-629-5354
E-mail AC0006@pref.iwate.jp

年次報告書の刊行にあたって

全国で人口減少対策の取組が進んでいる中、岩手にとって喫緊の課題である、東日本大震災津波からの復旧・復興とまち・ひと・しごと創生を進めるために重要なのが、女性の活躍です。

女性が活躍するためには、男性の理解と協力が必要です。女性にとって暮らしやすい社会は、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、男女が互いの人権を尊重し、家庭・地域・職場など様々な分野において対等なパートナーシップを発揮することができる「男女共同参画社会」を実現することが必要です。

国においては、昨年「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、また、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、女性の活躍推進は新たな段階に入りました。

本県においても、若者や女性の活躍支援に取り組んでおり、平成26年5月には「いわて女性の活躍促進連携会議」を設立して、長時間労働等をあたり前とする男性中心の働き方を改革し、男女がそれぞれ仕事と家庭を両立できる多様な働き方を地域経済の中で実現していくために、経済団体や産業団体等と連携しながら女性の活躍を支援する気運の醸成に取り組んでいます。

また、このような男女共同参画を取り巻く情勢の変化に対応するため、県では平成28年3月に「いわて男女共同参画プラン」の改訂を行ったところです。

この年次報告書は、岩手県男女共同参画推進条例第22条に基づき、本県における男女共同参画の現状や推進に関する施策の実施状況を取りまとめたものです。

本書を通じて、多くの方が男女共同参画についての理解と関心を深められ、男女共同参画社会の実現のための資料として御活用いただければ幸いです。

平成28年11月

岩手県環境生活部若者女性協働推進室

総括

本県では、平成 11 年 6 月に制定された「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成 12 年 3 月に平成 22 年度を目標年次とする「いわて男女共同参画プラン」（以下「平成 12 年プラン」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現を図ってきました。

また、平成 14 年 10 月には「岩手県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念や県、県民等の責務、施策の基本的事項などを定めたところです。

その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「次世代育成支援対策推進法」の制定など男女共同参画に関する制度等との整合を図るため、平成 17 年 6 月にはプランの見直しを行いました。

平成 12 年プランの計画期間満了後、平成 23 年度を初年度とし、平成 32 年度を目標年次とする 10 か年計画である新しい「いわて男女共同参画プラン」（以下「平成 23 年プラン」という。）を策定したところです。その後、東日本大震災津波の発災、DV 防止法及びストーカー規制法の一部改正、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定等の社会情勢の変化等に伴い、平成 28 年 3 月に見直したプランに基づき、「男女が互いに尊重し合い、共に参画する社会」を基本目標として総合的な施策の推進を図っています。

以下では、平成 23 年プラン（改訂前）における 3 つの「施策の基本的方向」に沿って、平成 27 年度の男女共同参画の状況を総括しました。

I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成

男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図るため、「男女共同参画サポーター養成講座」を開講し、平成 27 年度まで 835 名が認定されました。指標としている男性の認定者数は、平成 27 年度は 3 名で、目標としている 10 人を下回っています。男性のサポーターがいる市町村の割合は 66.7% で、前年度と同じでした。目標達成のため、引き続き、市町村への働きかけを行うほか、男女共同参画サポーター養成講座の周知やカリキュラムの見直しなどにも取り組んでいきます。

平成 27 年度に実施した男女が共に支える社会に関する意識調査については、男女共同参画社会基本法の認知度、固定的性別役割分担意識ともに前回調査時から横ばいの状況だったことから、引き続き、男女共同参画センターを拠点として、ホームページや情報誌による情報発信、出前講座等により、普及啓発に取り組んでいきます。

平成 27 年度には、国の「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」を 1 名が受賞したほか、県の表彰事業では「いわて男女共同参画社会づくり表彰（知事表彰）を 1 名が受賞し、男女共同参画フェスティバルにおいて表彰式を行い、男女共同参画推進に向けた機運の醸成を図ることができました。

また、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めていますが、県の男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の全審議会における割合が前年度の60.3%から57.5%に2.8ポイント下降しました。このことから、今後は、充て職の見直しを行うこと、公募制の導入を検討すること、団体推薦にあっては、団体の代表に限らない幅広い人選を依頼すること、任期途中の委員辞任の場合に委員を補充する場合は女性委員の登用を図ること、女性委員の割合が60%を超える場合も目標未達成とされるので留意することに取り組んでいくよう各審議会の所管課に働きかけていきます。

教職員の管理職に占める女性の割合は、平成26年度の17.7%から16.5%に1.2ポイント下降しました。県立学校では、女性管理職数はわずかながら増加してきていますが、管理職としての適性を有しているながら、自己推薦するに至っていない者が潜在する可能性が高いと考えられるので、対象者の掘り起こしを図るとともに、管理職任用選考に基づき適切な任用を進めていくこととしています。

II 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり

本県の女性の労働力率は、全国平均に比べほとんどの年代が上回っており、いわゆるM字カーブは全国より底が浅くなっています。

所定内給与額の男女間格差は、男性の賃金を100とした場合、女性の賃金比率は75.2となり、平成26年の75.5より0.3ポイント下降しています。

家族経営協定締結農家数は、平成26年度から47戸増加し1,824戸となり、目標は下回りましたが、着実に増加しています。農業農村指導士は平成27年度の認定者15名のうち5名が女性となり、目標を達成しましたが、女性の漁業士数については前年度より3名の減となり、目標を達成できませんでした。

平成27年県の施策に関する県民意識調査によると、いわゆる共働き世帯での夫の家事労働時間は妻の33.7%となり、昨年度調査時の34.4%から0.7ポイント下降しており、妻が家事の大部分を担っていることから、府内外と連携して企業等でのワーク・ライフ・バランス推進に向けて取り組んでいきます。

III 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は前年度を874件上回り、警察署への相談件数も前年を1件上回りました。全国の相談件数も増加しており、今後も相談・支援体制の充実に努めています。

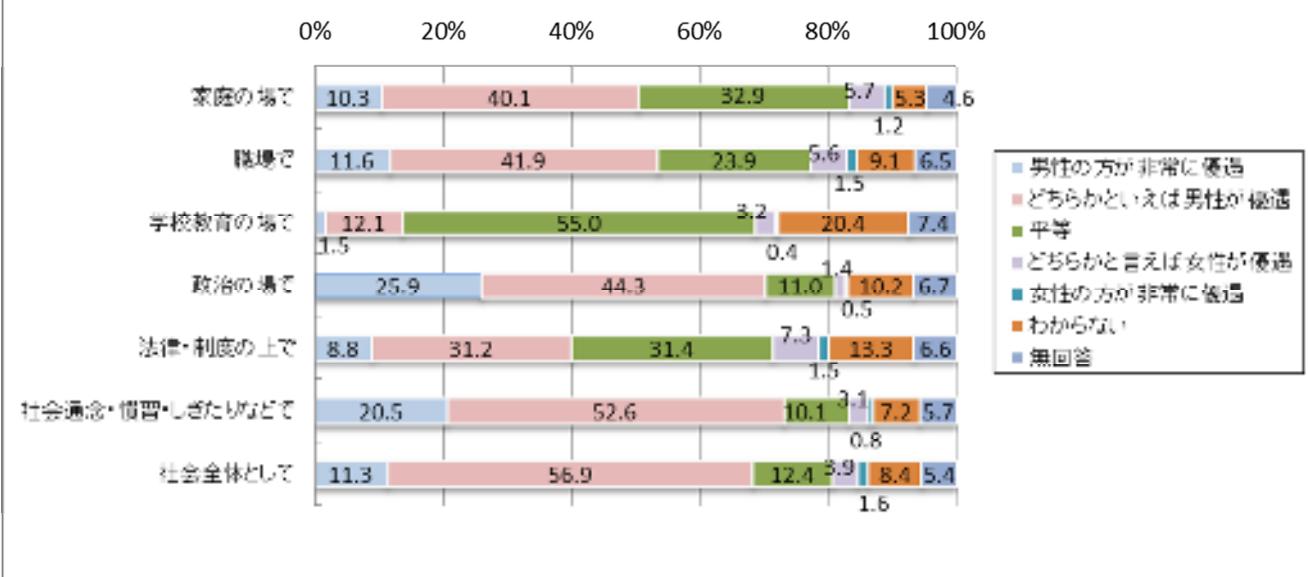
また、平成27年度男女が共に支える社会に関する意識調査によると、DV防止法の名称又は内容を知っている人の割合は上昇したものの、自治体の相談支援センター、警察で相談や被害者保護を行っていることを知っている人の割合は、前回調査時（24年度）より低下したことから、27年度も引き続き、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」の機会を捉えた広報活動に取り組んだほか、市町村等関係機関に対し広報・啓発への取組を依頼するなど、各地域においても広報・啓発活動が行われるよう、働きかけを行いました。

I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成

(1) 男女の地位の平等感

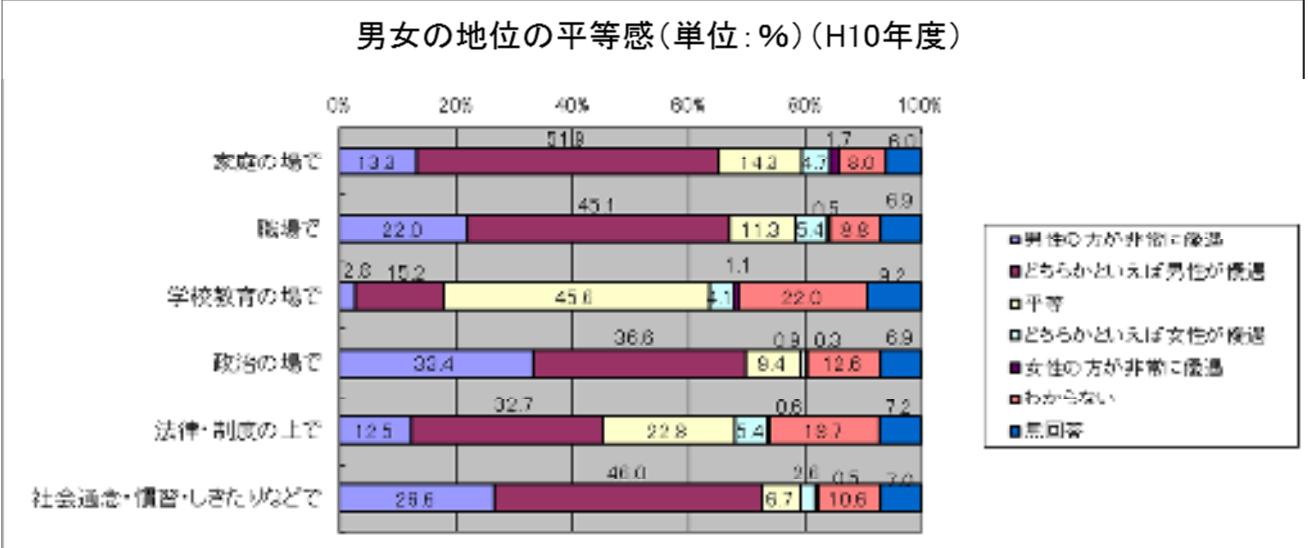
7割弱（68.2%）が、社会全体として「男性の方が優遇されている」（男性が非常に優遇+どちらかといえば男性が優遇）と回答している。平成10年度の調査と比較すると、全ての項目で「平等」との回答割合が増加している。（※平成10年度は「社会全体として」の項目はなし。）

男女の地位の平等感(単位:%)(平成27年度)



※県若者女性協働推進室「平成 27 年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

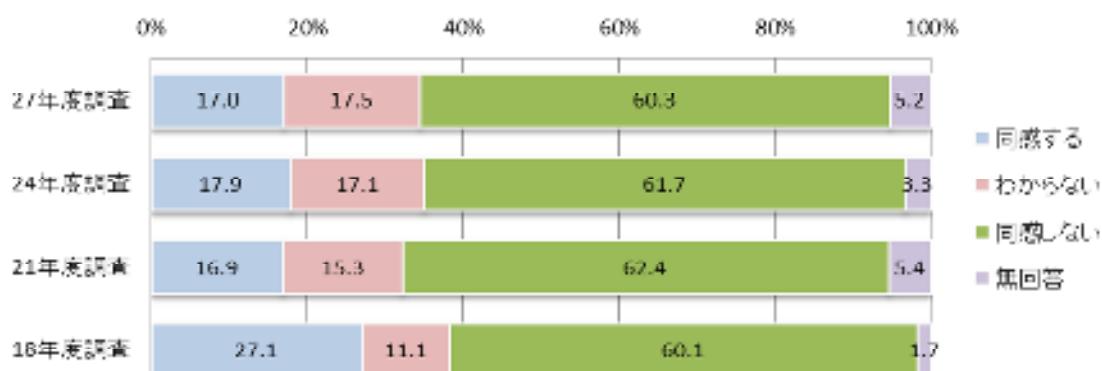
男女の地位の平等感(単位:%)(H10年度)



(2) 固定的性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」）

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対し、否定的な回答は6割を超えており、「わからない」という回答が増えている。

固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」の考え方について）(単位:%)



※県若者女性協働推進室「平成 27 年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

(3) 男女共同参画サポーターの認定状況（平成28年3月現在）

- ・835名（女性735、男性100）を認定 （プラン目標H27 男性118名）
- ・男性のサポーターがいる市町村の割合 66.7% （プラン目標H27 100.0%）

男女共同参画を推進するために、市町村からの推薦を受け、地域で意識啓発等の核となって活躍する人材の育成を行っています。認定されたサポーターは、市町村において、市町村男女共同参画計画策定や男女共同参画に関する情報紙発行に参画するなど、地域における男女共同参画の推進に貢献しています。

※県若者女性協働推進室調査

(4) 男女共同参画社会基本法の認知度

男女共同参画社会基本法の認知度は平成24年度と比較すると増加しているが、平成27年度で59.9%と目標値よりも低く、この9年間で横ばいとなっている。（プラン目標 H27 名称又は内容を知っている割合 90.0%）

男女共同参画社会基本法の認知度(単位:%)



※県若者女性協働推進室「平成 27 年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

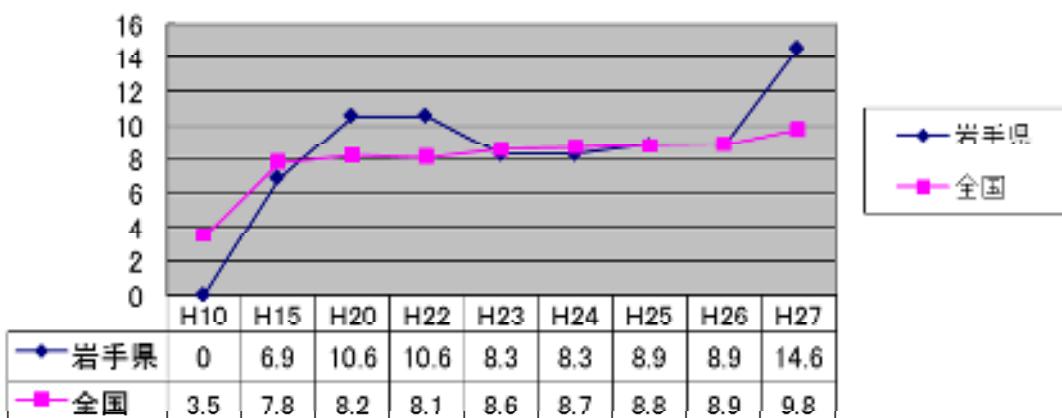
(5) 県・市町村議会の女性議員の状況（平成 27 年 12 月 31 日現在）

- ・県議会では 14.6% で、全国平均を上回っている。
- ・市議会では 9.0% と全国平均を下回っているが、町村議会では 10.9% と、全国平均よりも高い割合となっている。

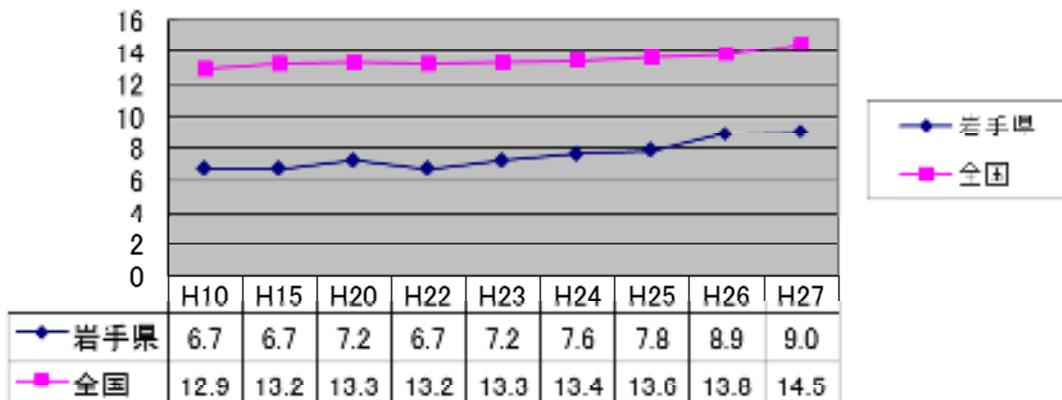
	議員数 (人)	女性議員 (人)	女性比率 (%)	全国平均 (%)
岩手県議会議員	48	7	14.6	9.8
市議会議員	332	30	9.0	14.5
町村議会議員	258	28	10.9	9.5

※総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」（平成 27 年 12 月 31 日現在）

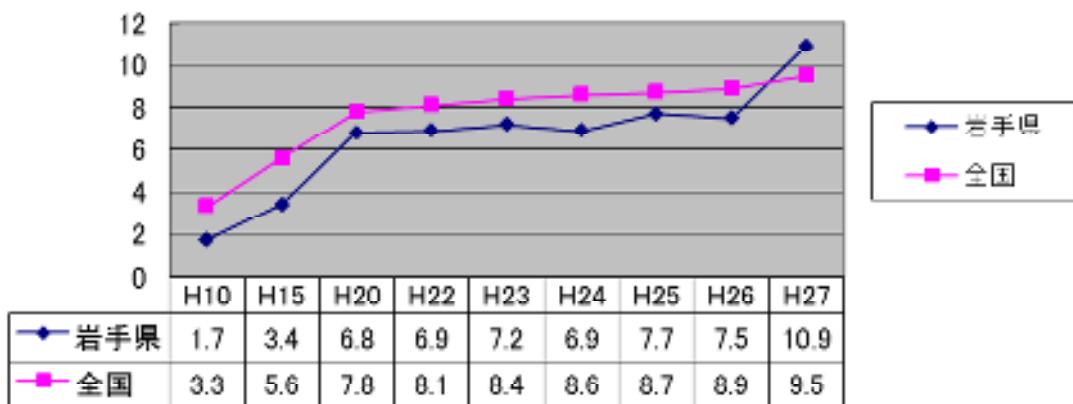
県議会における女性議員の割合



市議会における女性議員の割合



町村議会における女性議員の割合



(6) 地方公共団体の審議会等における女性委員の登用状況

本県における男女いずれか一方の委員の数が委員総数の 40%未満にならない審議会等の全審議会等における割合は、73 審議会等中 42 審議会で 57.5%。（プラン目標 H27 80.0%）除外している 11 審議会等を含めた場合の割合は、84 審議会中 42 審議会で 50.0%。

※県若者女性協働推進室調査

審議会等における女性委員の割合

- ・国は 36.7%（平成 27 年 9 月 30 日現在）
- ・県は 30.6%（平成 27 年 4 月 1 日現在）
- ・市町村では 24.6%（平成 27 年 4 月 1 日現在）

	調査時期	都道府県		市町村		国
		岩手県	(全国平均)	市町村(県内)	(全国平均)	
審議会等の女性委員の割合	12.3.31 現在	26.0				
	18.4.1 現在	30.3				
	25.4.1 現在	32.7	34.5	22.6	24.2	34.1(25.9.30)
	26.4.1 現在	34.1	35.3	23.8	25.1	35.4(26.9.30)
	27.4.1 現在	30.6	30.6	24.6	25.6	36.7(27.9.30)

※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(7) 地方公務員管理職における女性の状況（平成27年4月1日現在）

- ・県職員は全国平均7.7%（うち一般行政職7.2%）に対し、
本県は4.2%（うち一般行政職2.3%）。
- ・市町村職員は全国平均12.6%（うち一般行政職8.9%）に対し、
本県は10.4%（うち一般行政職7.6%）。

	調査時期	管理職の女性比率		(都道府県平均)	
		全体	うち一般行政	全体	うち一般行政
地方公務員管理職に占める女性の割合 ※課長相当職以上	16.4.1 現在	4.5	0.5	4.9	3.6
	20.4.1 現在	3.8	0.9	5.4	4.3
	25.4.1 現在	3.9	2.0	6.8	5.9
	26.4.1 現在	4.2	1.9	7.2	6.4
	27.4.1 現在	4.2	2.3	7.7	7.2

※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

《参考》岩手県の知事部局職員数に占める管理職の割合（H27.4.1）

	知事部局職員数※(人)	管理職の人数(人)	職員数に占める管理職の割合(%)
全体	4,488	358	8.0
男性	3,530	349	9.9
女性	958	9	0.9

※知事部局職員数には、市町村や公益法人への派遣職員、任期付職員、国や市町村からの割愛採用及び再任用職員（常勤勤務に限る。）を含み、国や市町村への割愛職員、再任用職員（短時間勤務に限る。）及び期限付臨時職員を除く。（県人事課調査）

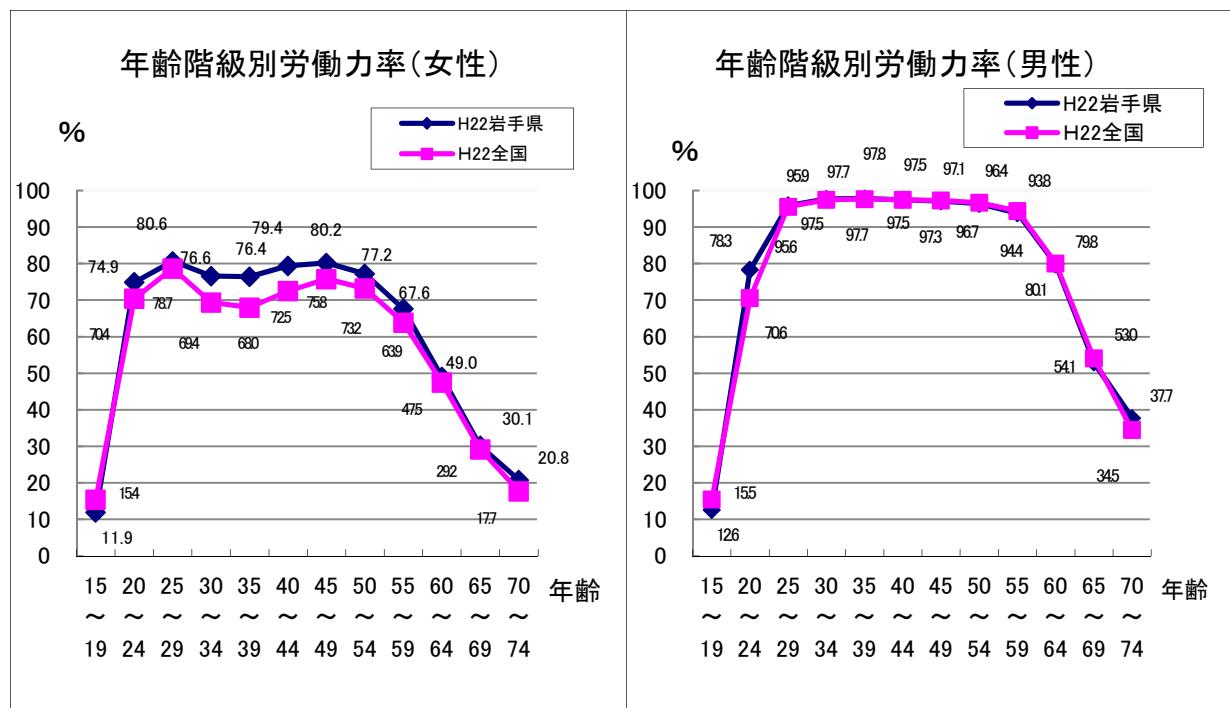
	調査時期	管理職の女性比率		(全国平均)	
		全体	うち一般行政	全体	うち一般行政
地方公務員管理職に占める女性の割合 (岩手県内市町村) ※課長相当職以上	15.3.31 現在	7.5	5.8	7.2	5.0
	20.4.1 現在	7.0	4.8	8.9	5.7
	25.4.1 現在	9.8	5.6	12.2	8.4
	26.4.1 現在	9.9	6.6	13.1	9.0
	27.4.1 現在	10.4	7.6	12.6	8.9

※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

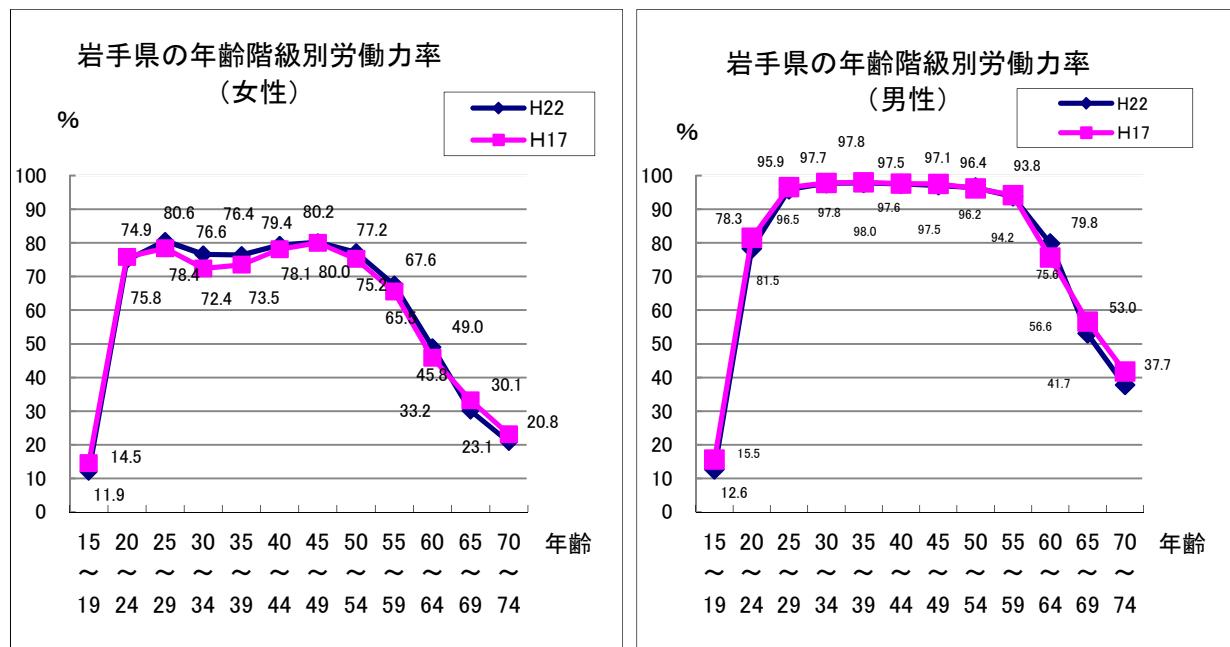
II 家庭・地域・職場において個性と能力を發揮できる社会づくり

(1) 本県の労働力率

女性は、25～29歳と、45～49歳の2つのピークを持つ「M字」型の傾向にあるが、ほぼ全ての年齢階級で全国平均を上回っている。特に30～39歳では8ポイント近く上回り、「M字カーブ」の底が浅くなっている。男性は25歳から59歳の各年齢階級で90%以上と高くなっている。



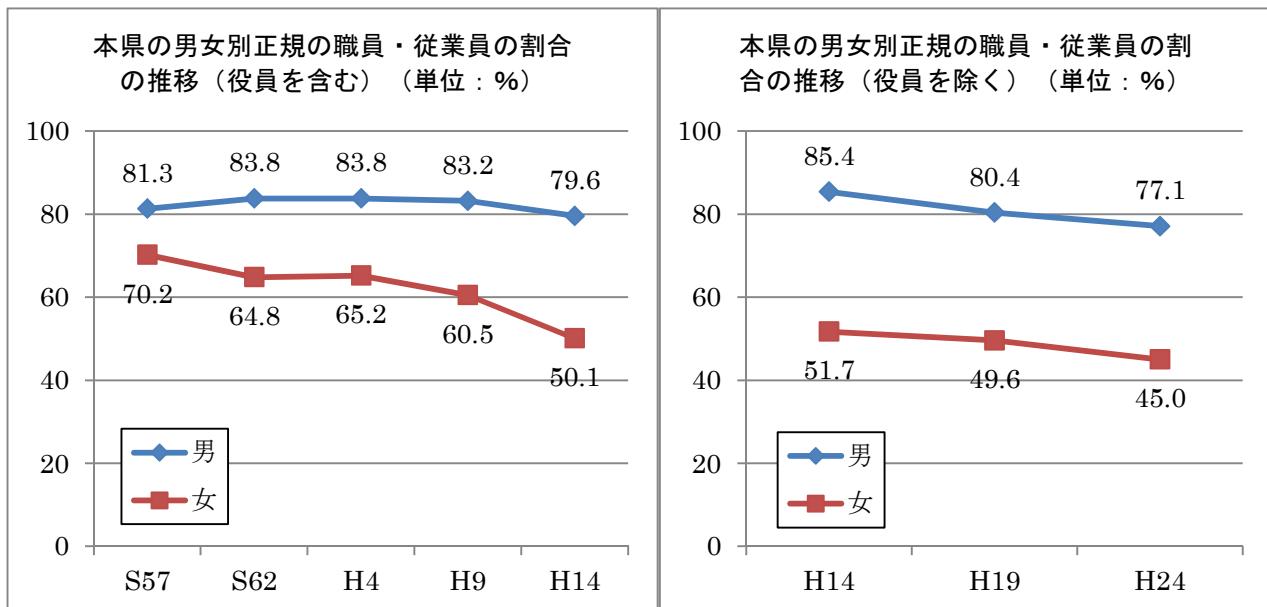
本県分について5年前と比較すると、女性は若干、「M字カーブ」の底が浅くなっている。男性は、5年前とほとんど変わらない。



※ 総務省「国勢調査」(平成17年、平成22年)

(2) 正規職員・従業員の割合

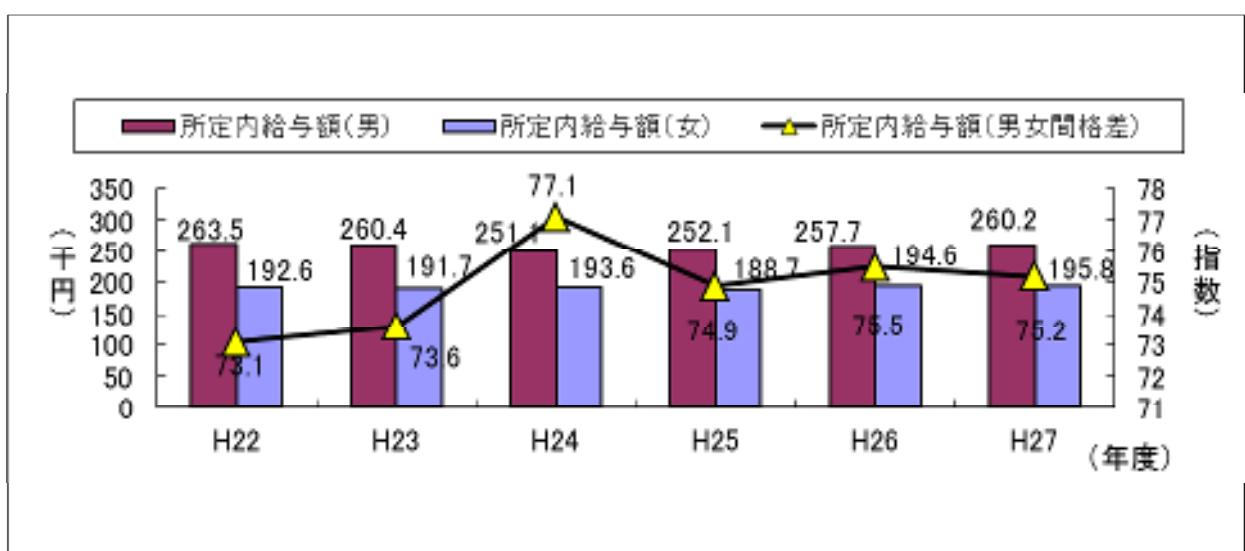
女性の正規職員・従業員割合は低下の傾向にあり、平成 19 年から平成 24 年にかけては、男性の 3.3 ポイント低下に対し、女性は 4.6 ポイント低下している。



※総務省「就業構造基本調査」(平成 24 年)

(3) 男女別所定内給与額の推移

本県の所定内給与額の男女間格差は、男性の賃金を 100 とした場合、女性の賃金の比率は 75.2 となり、前年 (75.5) より 0.3 ポイント減少した。



※厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成 27 年)

(4) 家族経営協定締結農家数

平成 27 年度の新規締結農家数は 47 戸で累計 1,824 戸となり、平成 27 年度の目標戸数を下回っている。（プラン目標 H27 1,900 戸）

家族経営協定とは、家族全員が意欲と生き甲斐をもって農業に取り組んでいける状態を作りだすため、経営の目標や報酬・休日の取り方・委譲計画・生活上の諸事項等について話し合い、取り決めたルールを文書で結ぶものです。

	平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
家族経営協定締結農家数（累計）	1,313 戸	1,777 戸	1,824 戸

※県農業普及技術課調査

(5) 女性の漁業士数

平成 27 年度末現在の女性漁業士は前年度を下回り 7 名となり、目標を達成できなかった。（プラン目標 H27 16 人）

女性漁業士は市町村長、漁業協同組合長及び女性の場合は漁業協同組合女性部長の推薦に基づき、岩手県漁業士認定委員会の選考を経て知事が認定する。

	平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
女性の漁業士数（累計）	13 人	10 人	7 人

※県水産振興課調査

(6) 自治会長に占める女性の割合

平成 27 年 4 月 1 日現在における県内の自治会長 2,791 人のうち、女性の自治会長のいる 16 市町村で 81 人となっており、2.9% の割合となっている。

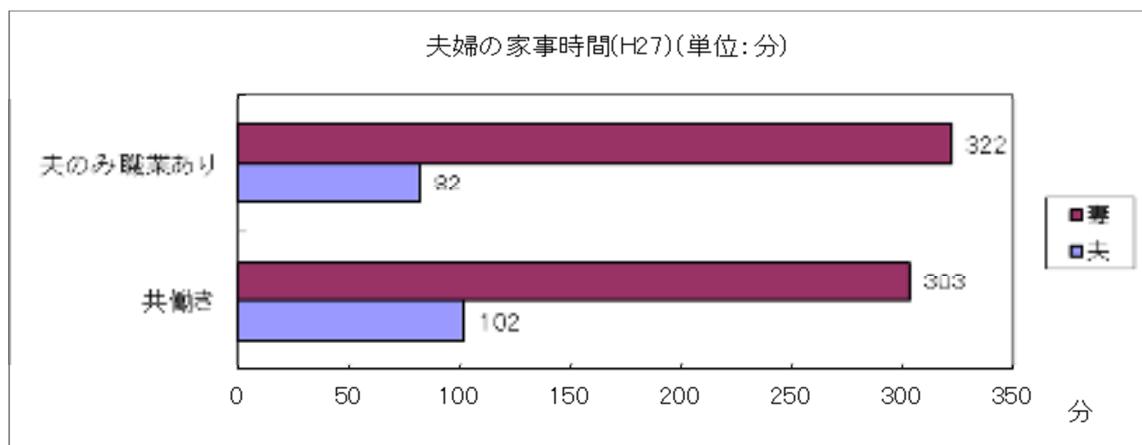
	自治会長数 (人)	女性自治会長の いる市町村 (市町村)	女性自治会長数 (人)	女性比率 (%)
市町村	2,791	16	81	2.9

※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

※ 自治会長数不明のため陸前高田市、釜石市、山田町を除く

(7) 夫婦の家事労働時間

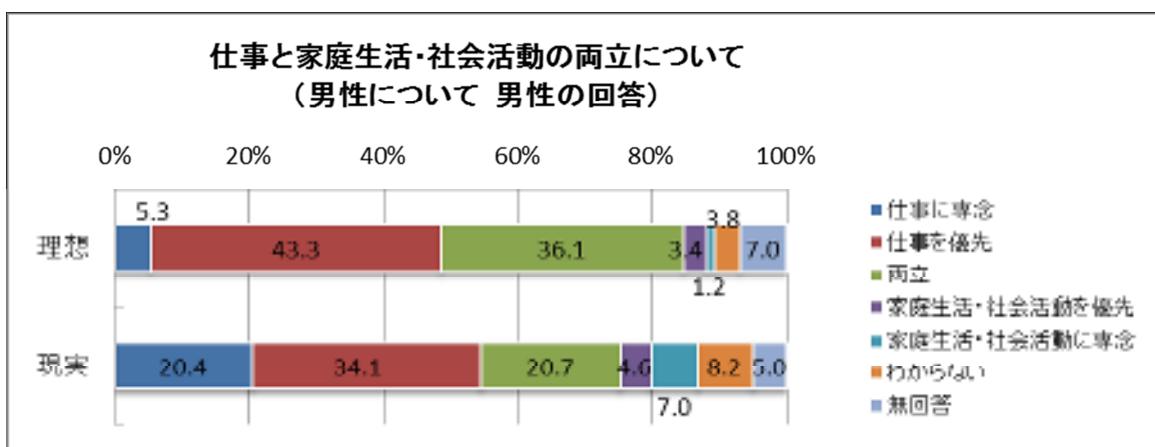
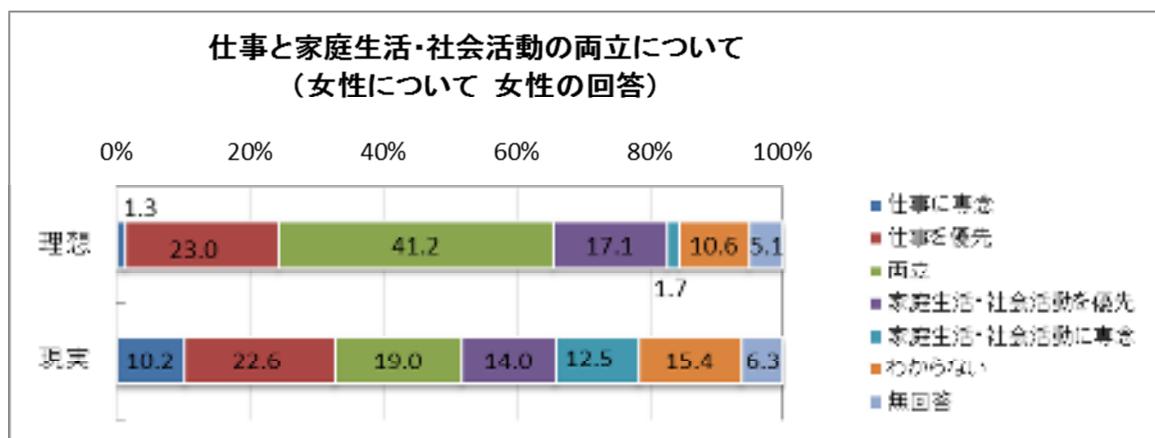
「夫のみ仕事をしている」世帯での夫の家事労働時間は妻の 25.5%、「共働き」世帯での夫の家事労働時間は妻の 33.7%であり、いずれも妻が家の大部分を担っている。



※県調査統計課「平成 27 年県の施策に関する県民意識調査」

(8) 両立の理想と現実

『「家庭生活又は社会活動」と「仕事」を両立している』とした回答は、男女とも 20%程度だったのに対し、理想は、男性は 15 ポイント、女性は 22 ポイントほど高くなっている。両立の理想と現実に差が生じている。

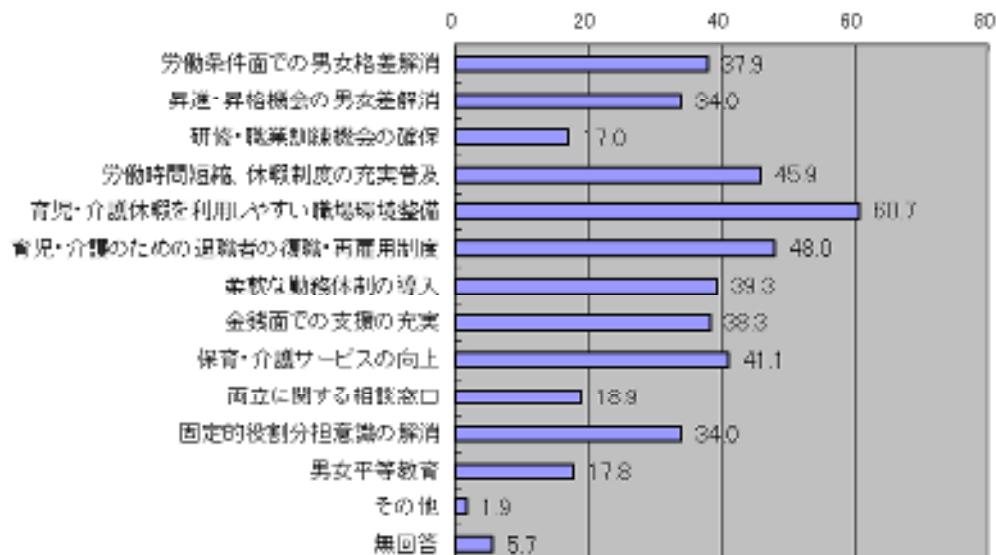


※県若者女性協働推進室「平成 27 年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

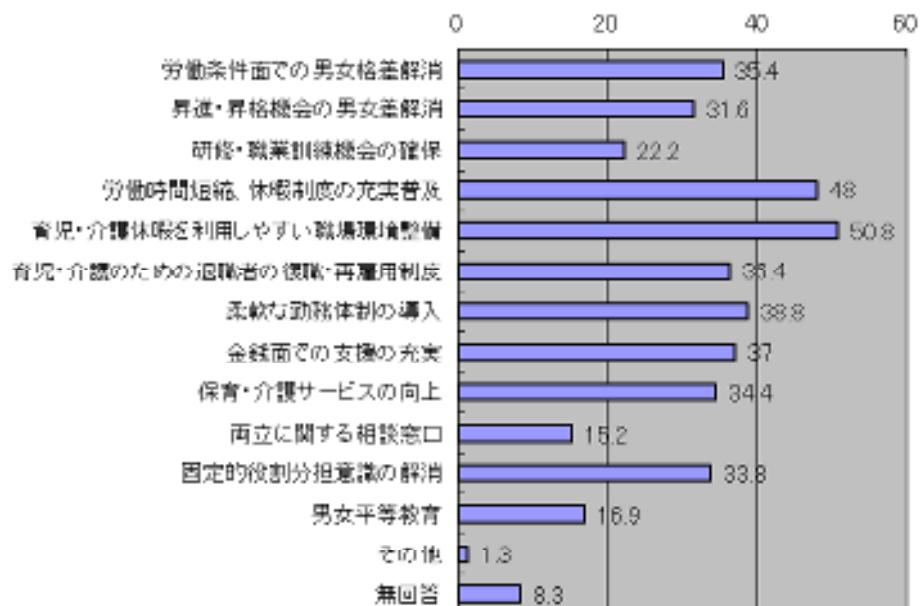
(9) 両立を可能とするために必要なこと

男女とも、「育児・介護休暇制度を利用しやすい職場環境の整備」が必要という回答が最も多くなっている。次に回答の多かったものは、女性については「復職、再雇用制度」、男性については、「労働時間の短縮等」だった。

両立のために必要なこと(女性について 複数回答) (単位:%)



両立のために必要なこと(男性について 複数回答) (単位:%)

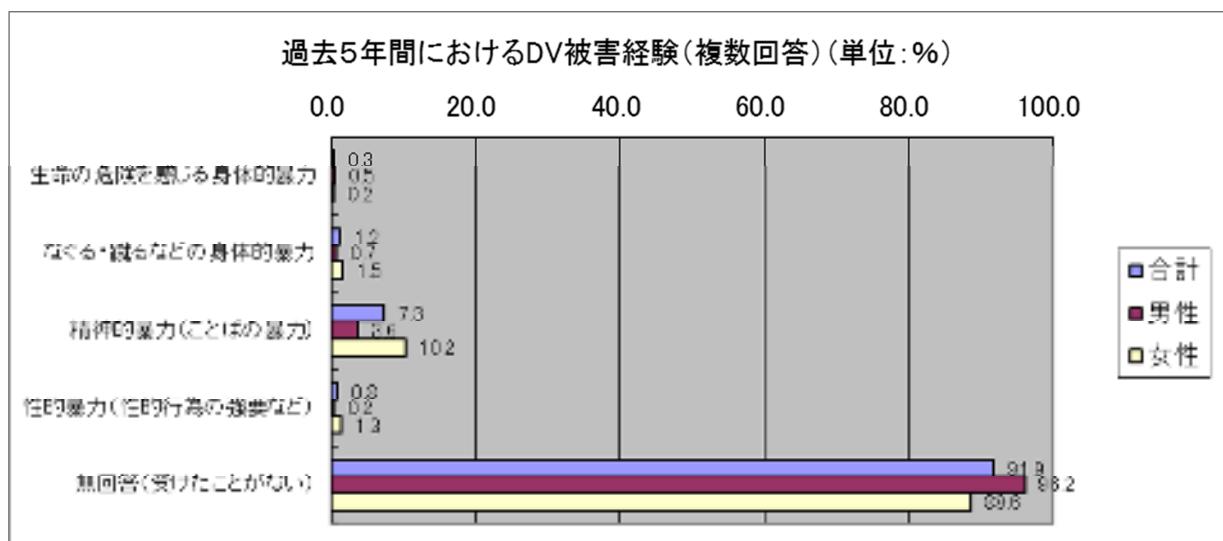


※県若者女性協働推進室「平成27年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

III 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援

(1) 配偶者等からの暴力被害経験

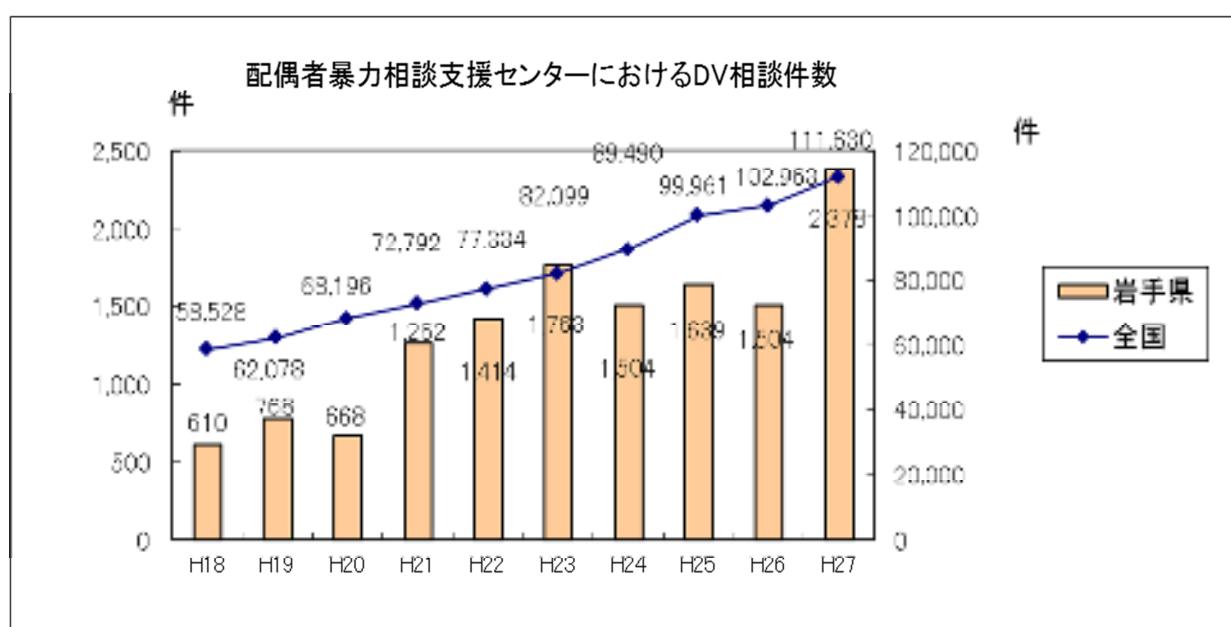
過去5年間に受けたDVの中で最も多かったのは「精神的暴力（ことばの暴力）」で、女性の10.2%が受けた。男性もわずかだがDVを受けた経験を持つという回答があった。



※県若者女性協働推進室「平成27年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

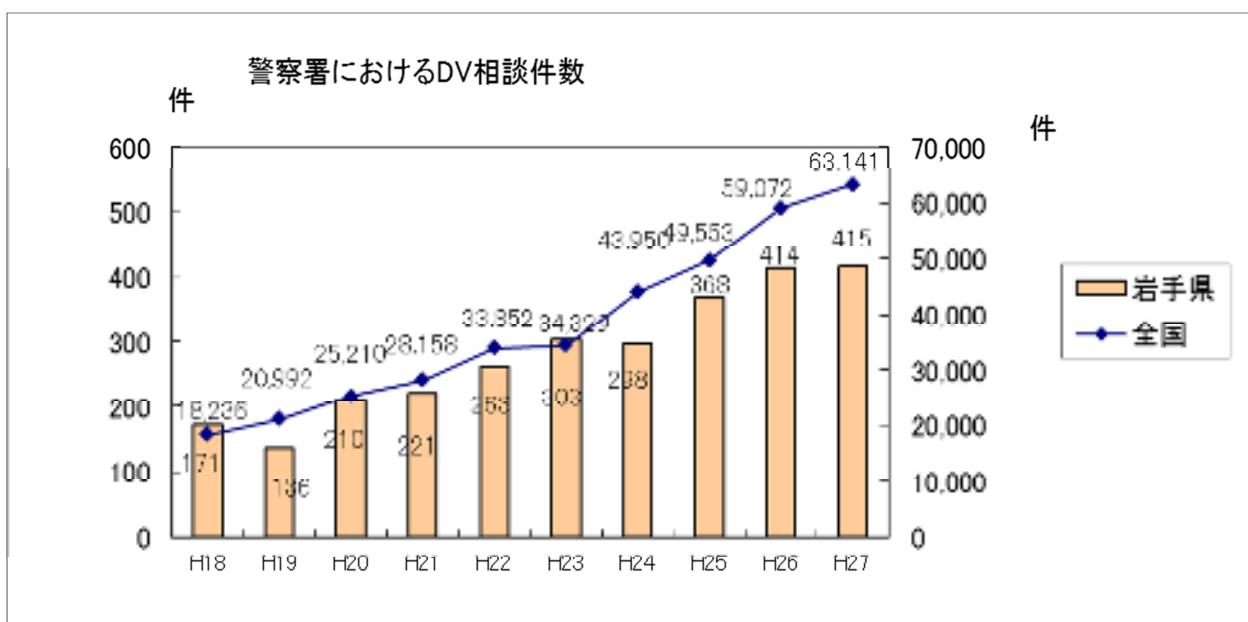
(2) 相談件数・保護命令件数・一時保護件数

平成27年度の県内の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は2,378件となり、前年度に比べ874件増加している。警察署への相談件数は415件となり、前年度に比べ1件増加している。

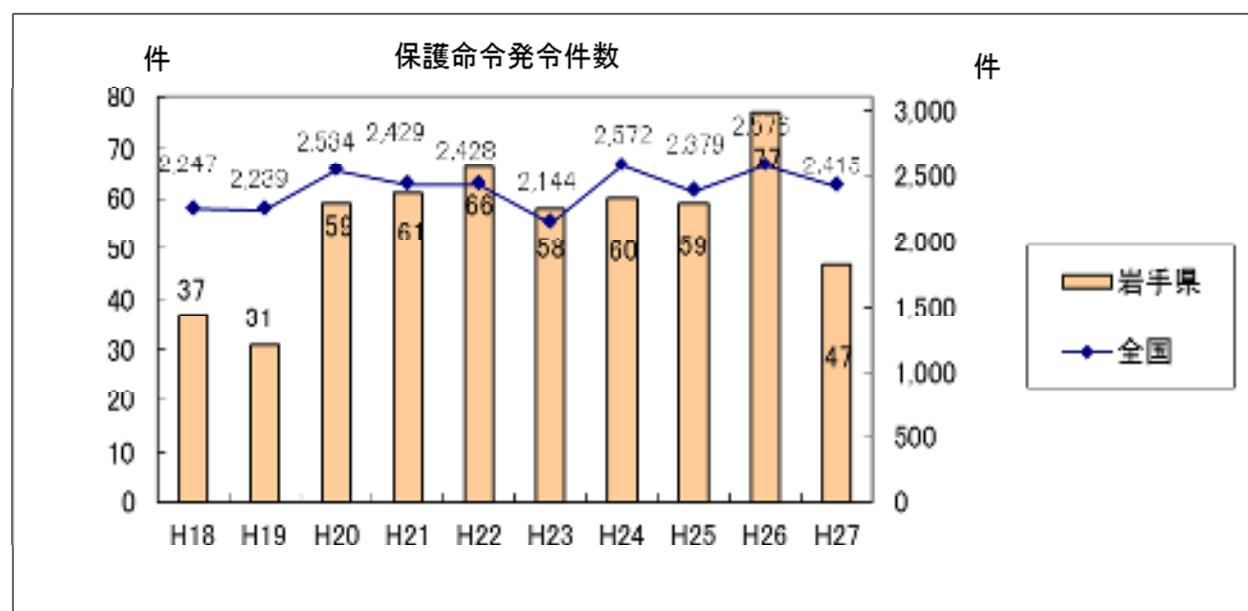


※配偶者暴力相談支援センターの相談件数は年度で集計したもの。

※県の配偶者暴力相談支援センターはH17まで1箇所、H18～20年度は12箇所、21年度13箇所、22年度12箇所となっている



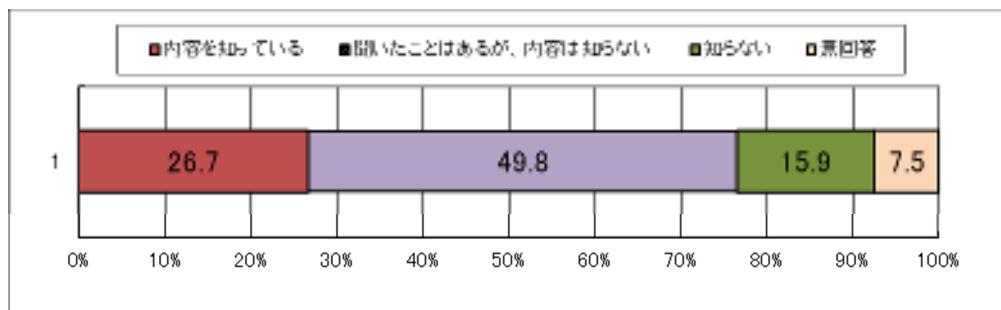
※警察署の相談件数は暦年で集計したもの



※暦年調査であり、岩手県は警察本部調査、全国は警察庁調査

(3) DV防止法の周知度

配偶者暴力防止法を聞いたことがある県民の割合は半数近いが、内容を知っている割合は3割程度にとどまっている。(プラン目標 H27 名称若しくは内容を知っている割合 90.0%)



※県若者女性協働推進室「平成 27 年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

«施策の体系»

I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成

- 1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
 - (1) 家庭教育の充実
 - (2) 学校教育の充実
 - (3) 社会教育の充実と生涯学習の振興
 - (4) 地域において男女共同参画を推進する人材の養成
 - (5) 国際理解・国際協調の促進
- 2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し
 - (1) 意識啓発と制度・慣行の見直し
 - (2) 男女共同参画に向けた気運の醸成
 - (3) 県民意識の調査
- 3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

II 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり

- 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のための環境づくり
 - (1) 仕事と子育て・介護の両立を図る労働環境の整備
 - (2) 多様な子育て支援サービスの充実
- 2 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備
 - (1) 雇用の場における均等な取扱いの推進
 - (2) 快適な職場環境と労働条件の整備
 - (3) 働く女性の妊娠・出産に関する保護
 - (4) パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件の整備
- 3 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進
 - (1) 農山漁村における男女共同参画への意識改革の促進
 - (2) 農林漁業経営における女性の参画の促進
 - (3) 商工自営業におけるパートナーシップと労働条件の整備
- 4 女性の職業能力開発の促進
 - (1) 女性の職業能力開発の促進
 - (2) 女性の再就業への支援
 - (3) 女性の起業支援

- 5 家庭における男女共同参画の推進
 - (1) 家事・育児・介護への男性の参画の促進
 - (2) ひとり親家庭等への支援
 - (3) 高齢者の生活の確保と社会参加の推進
 - (4) 障がい者の社会参加の推進
- 6 地域における男女共同参画の推進

III 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援

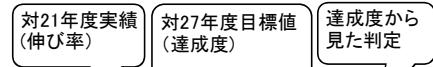
- 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - (1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくり
 - (2) 女性に対する暴力への厳正な対処
 - (3) 被害女性に対する救済策の充実
- 2 メディアにおける人権の尊重
- 3 生涯にわたる女性の健康支援
 - (1) 性と生殖に関する健康と権利の推進
 - (2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実
 - (3) 生涯を通じた健康支援
 - (4) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

1 「いわて男女共同参画プラン」主な指標の達成状況

(1) 【主要指標】達成度一覧(27年度実績、対27年度目標値)

※27年度の進捗状況(対象指標:17(主要指標は15であるが、細分化されたものを含む。参考指標は目標値を設定していないため除く。))

高（達成度100.0以上）	2 (11.8%)
中（達成度80.0～100.0未満）	4 (23.5%)
低（達成度80.0未満又は伸び率100.0未満）	11 (64.7%)
判定不能(H27年度実績値なし)	0 (0%)



I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成

	指標名	単位	基準値	実績値		27年度目標(c)	到達度		判定
			H21	H21(a)	H27(b)		b/a	b/c	
1	男女共同参画社会基本法の名称又は内容を知っている人の割合	%	60.8	60.8	59.9	90.0	98.5%	66.6%	低
2	男性の男女共同参画サポーター認定者数(累計)	人	H22 68	H22 68	100	118	147.1%	84.7%	中
2	男性のサポーターがいる市町村の割合	%	58.8	58.8	66.7	100.0	113.4%	66.7%	低
3	子育てサポーター認定者数(累計)	人	308	308	495	427	160.7%	115.9%	高
4	社会慣習の中での男女の不平等感の割合 [↓(低減する) 指標]	%	72.8	72.8	73.1	60.0	100.4%	121.8%	低
5	男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の全審議会等における割合	%	53.0	53.0	57.5	80.0	108.5%	71.9%	低
6	県職員管理監督者に占める女性の割合 (係長相当職以上)	%	10.5	10.5	15.4	17.0	146.7%	90.6%	中
7	教職員の管理職に占める女性の割合	%	H22 21.5	H22 21.5	16.5	22.5	76.7%	73.3%	低

II 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり

	指標名	単位	基準値	実績値		27年度目標(c)	到達度		判定
			H21	H21(a)	H27(b)		b/a	b/c	
8	職場において男女が平等と感じている人の割合	%	20.5	20.5	23.9	30.0	116.6%	79.7%	低
9	家族経営協定締結農家数(累計)	戸	1,313	1,313	1,824	1,900	138.9%	96.0%	中
10	農業農村指導士に占める女性の割合	%	13.3	13.3	33.3	30.0	250.4%	111.0%	高
11	女性の漁業士数(累計)	人	13	13	7	16	53.8%	43.8%	低
12	男性の男女共同参画サポーター認定者数(累計)(再掲)	人	H22 68	H22 68	100	118	147.1%	84.7%	中
12	男性のサポーターがいる市町村の割合(再掲)	%	58.8	58.8	66.7	100.0	113.4%	66.7%	低
13	社会慣習の中での不平等感の割合(再掲) [↓(低減する) 指標]	%	72.8	72.8	73.1	60.0	100.4%	121.8%	低

III 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援

	指標名	単位	基準値	実績値		27年度目標(c)	到達度		判定
			H21	H21(a)	H27(b)		b/a	b/c	
14	DV防止法の名称又は内容を知っている人の割合	%	80.2	80.2	76.5	90.0	79.0%	85.0%	低
15	自治体の相談支援センター、警察で相談や被害者保護を行っていることを知っている人の割合	%	43.5	43.5	41.6	80.0	79.0%	52.0%	低

「男女共同参画プラン」に係る指標の達成度（平成27年度実績）

施策の 体系	指標名	単位	基準値	実績	目標	判定	担当課評価と今後の対応 (実績値がない場合は、その理由)
			21年度	27年度	27年度		
I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成	1 男女共同参画社会基本法の名称又は内容を知っている住民の割合 若者女性協働推進室	%	60.8	59.9	90.0	低	前回に比べ3.9ポイント増加したものの、目標値を大きく下回ったことから、6月の男女共同参画推進月間における街頭啓発活動やフェスティバルの開催、情報誌・ホームページ等による普及啓発をより一層進めていく。
	2 男性の男女共同参画センター認定者数(累計) 若者女性協働推進室	人(H22)	68	100	118	中	8名の申込者があったものの、受講日数の不足により認定できない方が多く、目標値を大きく下回った。今後は土曜日の開講講座を増やす等、男性も受講しやすい対応を進めていく。
	男性のセンターがいる市町村の割合 若者女性協働推進室	%	58.8	66.7	100.0	低	平成27年度は、男性センターのいない市町村からの男性受講者の推薦がなかったことから、横ばいとなった。今後も男性受講者の推薦について市町村に働きかけを行っていく。
	3 子育てセンター認定者数(累計) 生涯学習文化課	人	307	495	427	高	子育てセンターについて、目標人数に達したため、平成27年度から認定については一時休止とし、子育てセンターのスキルアップおよび活用を図ることに重点をおいて進めている。
	4 社会慣習の中での男女の不平等感の割合 [↓(低減する)指標] 若者女性協働推進室	%	72.8	73.1	60.0 以下	低	前回に比べ、0.4ポイントの増となり、目標値を大きく上回ったことから6月の男女共同参画推進月間における街頭啓発活動やフェスティバルの開催、情報誌・ホームページ等による普及啓発をより一層進めていく。
	5 男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の全審議会における割合 若者女性協働推進室	%	53.0	57.5	80.0	低	73審議会等のうち、42審議会において、男女いずれかの委員の数が委員総数の40%となり、H26年度より2.8ポイント減少し、目標値を大きく下回った。今後も男女のバランスを考慮した委員登用について各部局に働きかけていく。
	6 県職員管理監督者に占める女性の割合 人事課	%	10.5	15.4	17.0	中	目標値には到達していないものの、管理監督者に占める女性の割合は、年々上昇している。 若干層における女性職員の割合も上昇傾向にあることから、女性職員が管理監督者として一層活躍できるよう、女性職員を対象としたキャリア形成やリーダー研修を継続して実施するとともに、ワークライフバランスへの配慮等、「女性活躍推進のための特定事業主行動計画（平成28年3月策定）」に基づく取組を推進していく。
II 男女共同参画を実現するための制度・機関の整備	7 教職員の管理職に占める女性の割合 教職員課	% H22	21.5	16.5	22.5	低	小中学校では、女性管理職は数・割合とも減少傾向であるが、平成23年度の全国平均（文科省調査・小中学校分）の15.9%を上回る水準は維持している。 長期の見通しの中での人材育成を図るとともに、機会を捉えて受験を勧めるなどの取組を進め、女性管理職の適切な任用・配置に努めいく。 県立学校では、女性管理職数はわずかながら増加してきている。 女性教諭等で管理職としての適性を有しているながら、自己推薦するに至っていない者が潜在する可能性が高いと考えられるので、管理職として有望な者には校長から受験を勧めるよう依頼し、掘り起こしを図っていく。

「男女共同参画プラン」に係る指標の達成度（平成27年度実績）

施策の 体系	指標名	単位	基準値	実績	目標	判定	担当課評価と今後の対応 (実績値がない場合は、その理由)
			21年度	27年度	27年度		
II 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり	8 職場において男女が平等と感じている人の割合 若者女性協働推進室	%	20.5	23.9	30.0	低	前回に比べ0.4ポイントの増となった。少しずつ浸透しているものの、目標値を大きく下回ったことから、今後も府内外と連携し、ワーク・ライフ・バランス等について引き続き普及啓発を進めていく。
	9 家族経営協定締結農家数(累計) 農業普及技術課	戸	1,313	1,824	1,900	中	27年度の新規締結は47戸。 各地区で担当者会議を開催し、対象者をリストアップし、関係機関と共有の上、推進を行った。 引き続き、協定締結の意義について理解促進、関係機関との役割分担の明確化及び推進体制の整備を図っていく必要がある。
	10 農業農村指導士に占める女性の割合 農業普及技術課	%	13.3	33.3	30.0	高	27年度は認定者15名のうち女性が5名。 指導士や市町村と連携し、農産加工や農村の活性化に取り組む女性の認定拡大を図っていく。
	11 女性の漁業士数(累計) 水産振興課	人	13	7	16	低	女性漁業士の平均年齢は60歳を超える状況である。 また、震災以降女性部活動が低迷しており、女性漁業士の認定要件である「女性部活動で実績を有した者」に該当する候補者が少ない状況である。 女性部員の高齢化が女性部活動の低迷の要因の一つであることから、女性部活動の活性化や魅力向上を図り、若い女性の加入促進を進める。
	12 男性の男女共同参画サポーター認定者数(累計)(再掲) 若者女性協働推進室	人 (H22)	68	100	118	中	8名の申込者があったものの、受講日数の不足により認定できない方が多く、目標値を大きく下回った。今後は土曜日の開講講座を増やす等、男性も受講しやすい対応を進めていく。
	男性のサポーターがいる市町村の割合(再掲) 若者女性協働推進室	%	58.8	66.7	100.0	低	平成27年度は、男性サポーターのいない市町村からの男性受講者の推進がなかったことから、横ばいとなった。今後も男性受講者の推薦について市町村に働きかけを行っていく。
	13 社会慣習の中での不平等感の割合(再掲) [↓(低減する)指標] 若者女性協働推進室	%	72.8	73.1	60.0 以下	低	前回に比べ、0.4ポイントの増となり、目標値を大きく上回ったことから6月の男女共同参画推進月間における街頭啓発活動やフェスティバルの開催、情報誌・ホームページ等による普及啓発をより一層進めていく。
	14 DV防止法の名称又は内容を知っている人の割合 若者女性協働推進室	%	80.2	76.5	90.0	低	前回に比べ、3.9ポイントの増となったが、目標値を大きく下回った。内容を知っている人の割合が5.7ポイントも減少していることから、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間等において、内容についても普及啓発活動に力を入れていく。
	15 自治体の相談支援センター、警察で相談や被害者保護を行っていることを知っている人の割合 若者女性協働推進室	%	43.5	41.6	80.0	低	前回に比べ、0.7ポイントの減となり、目標値を大きく下回った。今後は11月の女性に対する暴力をなくす運動期間をはじめとし、普及啓発活動に力を入れていく。

「男女共同参画プラン」に係る指標の達成度（平成27年度実績）

【参考指標】

施 策 系 の 体 系	指標名	単 位	基準値	実績	施 策 系 の 体 系	指標名（参考指標）	単 位	基準値	実績
			21年度	27年度				21年度	27年度
I 男女 共 同 参 画 を リ ー ド ・ サ ポ ー ト す る 人 材 の 育 成	S1 男女共同参画フェスティバルの参加者に占める男性の割合 若者女性協働推進室	%	13.8 (H22)	12.0	II 家 庭 ・ 地 域 ・ 職 場 に お い て 個 性 と 能 力 を 発 揮 で き る 社 会 づ く り	S12 農村女性の起業者数(個人及びグループへの参画)(累計) 農業普及技術課	経営体	411	451
	S2 各大学開放講座参加者数(累計) 生涯学習文化課	人	15,928 H27は調査実施せず			S13 女性の指導林家数 森林整備課	人	3	1
	S3 社会慣習の中での不平等感の割合(年代別) 若者女性協働推進室	%	20歳代 66.3 30歳代 68.4 40歳代 85.4 50歳代 80.6 60歳代 73.6 70歳代 58.4 20歳代 68.3 30歳代 78.5 40歳代 73.8 50歳代 80.0 60歳代 76.5 70歳代 59.5			S14 女性の再就職率 雇用対策・労働室	%	32.7	43.2
	S4 男女いすれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の全審議会等における割合(9審議会等を含む。) 若者女性協働推進室	%	46.7	53.2		S15 居宅介護・地域密着型サービス利用割合 長寿社会課	%	54.3	62.1
	S5 スポーツ推進委員女性比率 スポーツ健康課	%	28.2	30.3		S16 障がい者グループホーム等利用者数 障がい保健福祉課	人	1,308	1,740
	S6 スポーツ・リーダーバンク女性比率 スポーツ健康課	%	20.6	—		S17 共働き世帯における女性の家事時間に対する男性の家事時間の割合 若者女性協働推進室	%	30.2	33.7
	S7 農協女性理事の登用 農業普及技術課	人	9	15		S18 自治会長に占める女性の割合 若者女性協働推進室	%	3.2	2.9
	S8 女性農業委員の登用状況 農業普及技術課	%	9.2	10.8		S19 PTA会長に占める女性の割合 H22 国公立小中学校	%	5.1	8.6
	S9 年間総労働時間数 雇用対策・労働室	時間	1,802	1,871		S20 メディアにおける性・暴力表現について特に問題はないと考える人の割合 若者女性協働推進室	%	3.9	7.3
	S10 一時・特定保育実施保育所数 子ども子育て支援課	か所	174	206		S21 健康教育講座等実施回数 子ども子育て支援課	回	26	41
社会づくり 家庭・地域・職場において個性と能力を發揮できる	S11 放課後児童クラブ設置数 子ども子育て支援課	か所	254	313		S22 周産期死亡率(対象者千人当たり) 子ども子育て支援課	人	5.4	3.5
						S23 乳児死亡率(出生千人当たり) 子ども子育て支援課	人	3.5	3.1

平成27年度「いわて男女共同参画プラン」関連事業(2月補正後予算)

I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成

1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	27年度 (2月補正後 予算額)	担当課
いわて男女共同参画プラン推進事業費	県	<p>○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、N P Oによる運営を行う。</p> <p>1 情報機能</p> <p>(1) 「センターだより」発行 年3回</p> <p>(2) 図書、ビデオ、資料配架</p> <p>(3) ホームページによる情報発信</p> <p>2 学習機能</p> <p>(1) いわて男女共同参画推進月間事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわて男女共同参画フェスティバル <p>(2) 各種講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座、D V 被害者支援セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナー <p>(3) 男女共同参画サポーター養成事業</p> <p>(4) 市町村職員研修</p> <p>3 相談機能</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けた、生き方・家族・健康などに関する相談等</p> <p>4 活動・交流機能</p> <p>市町村と男女共同参画センターとの協働事業</p> <p>地域での交流推進のためのネットワーク事業</p> <p>○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演をワークショップを行う。</p>	20,645	若者女性協働推進室
いわて女性活躍支援事業費	県	女性が活躍できる社会形成を目指し、女性自身の活躍支援を進め、周囲の理解と協力を促すため、ロールモデル提供事業などの取組を行う。	5,585	若者女性協働推進室
国際交流事務費 (青年海外協力隊派遣)	独立行政法人国際協力機構	開発途上国からの要請に基づき、技術、技能をもった青年を派遣し、その国の経済、社会開発に協力することにより国づくりに貢献する。	0	若者女性協働推進室
留学生等人材ネットワーク形成事業費 (海外研修員等受入)	県	海外にネットワークを持つ外国人留学生等へ支援を行うことにより、本県との互恵的な人的ネットワークを形成することを目的として、外国人留学生に対する奨学金支給、海外自治体職員研修員受入事業及び海外研修員等受入事業を実施	10,486	若者女性協働推進室
語学指導等を行う外国青年招致事業	県	地域における国際交流を推進するため、語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)により、国際交流員を招致する。 招致人員3人（英語圏2人、中国人1人）	15,001	若者女性協働推進室
岩手県国際交流協会運営費補助	県・ (公財) 岩手県国際交流協会	本県の国際化推進の中核組織である(公財)岩手県国際交流協会の活動を支援するための人件費補助。	16,417	若者女性協働推進室
学校・地域の協働によるキャリア教育推進事業	県	ものづくり分野、農業分野、水産分野、商業分野、家庭分野の5分野における、専門高校等と地域が連携して行うキャリア教育の実践を通じ、地域産業を支える人材を育成する。 ・実技講習会、企業見学、インターンシップ等の実施：25校	5,214	学校教育室

事業名	実施主体	事業内容	27年度 (2月補正後 予算額)	担当課
キャリアアップサポート推進事業費補助	岩手県産業教育振興会	ものづくりや地域産業を支える専門的職業人及び地域産業界のニーズに応じた職業人を育成するために、岩手県産業教育振興会が取組む「キャリアアップサポート推進事業」に対する補助を行う。	1,000	学校教育室
いわて未来創造人サポート事業費	県	家庭・地域と協働して、岩手の特色ある産業・文化を支える人材を育成するなど、生徒個々の進路実現に向けた取組を支援する。 ・職場体験、企業訪問、社会人進路講話等の実施：36校	6,438	学校教育室
学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業（家庭教育支援事業）	県	地域コミュニティの再生を支援するため、地域人材の育成・活用により、子どもを中心とした地域活動や地域の学習・交流の機会を創出する。 「子育て支援活動交流研修会」「子育て支援スキルアップ研修会」等の実施	(再掲 16,236)	生涯学習文化課
小計	27年度予算額		80,786	再掲は含まない。

2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し

事業名	実施主体	事業内容	27年度 (2月補正後 予算額)	担当課
いわて男女共同参画プラン推進事業費（調整委員、審議会、表彰）	県	1 男女共同参画推進条例事業関係経費 苦情及び相談体制整備事業 岩手県男女共同参画審議会等 2 男女共同参画表彰	893	若者女性協働推進室
いわて男女共同参画プラン推進事業費（再掲）	県	○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、N P Oによる運営を行う。 1 情報機能 (1) 「センターだより」発行 年3回 (2) 図書、ビデオ、資料配架 (3) ホームページによる情報発信 2 学習機能 (1) いわて男女共同参画推進月間事業 ・ いわて男女共同参画フェスティバル (2) 各種講座 ・ 出前講座、D V被害者支援セミナー、 ワーク・ライフ・バランスセミナー (3) 男女共同参画サポーター養成事業 (4) 市町村職員研修 3 相談機能 男女共同参画社会の実現に向けた、生き方・家族・ 健康 などに関する相談等 4 活動・交流機能 市町村と男女共同参画サポーターとの協働事業 地域での交流推進のためのネットワーク事業 ○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演を ワークショップを行う。 ○女性の活躍促進のため、事業所調査やロールモデル提供事業などを 行う。	(再掲 20,645)	若者女性協働推進室
いわて女性活躍支援事業費	県	女性が活躍できる社会形成を目指し、女性自身の活躍支援を進め、周囲の理解と協力を促すため、ロールモデル提供事業などの取組を行う。	(再掲 5,585)	若者女性協働推進室
小計	27年度予算額		893	再掲は含まない。

3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	27年度 (2月補正後 予算額)	担当課
いわて男女共同参画プラン推進事業費（再掲）	県	<p>○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、N P Oによる運営を行う。</p> <p>1 情報機能</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「センターだより」発行 年3回 (2) 図書、ビデオ、資料配架 (3) ホームページによる情報発信 <p>2 学習機能</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) いわて男女共同参画推進月間事業 <ul style="list-style-type: none"> ・いわて男女共同参画フェスティバル (2) 各種講座 <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座、D V 被害者支援セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナー (3) 男女共同参画サポーター養成事業 (4) 市町村職員研修 <p>3 相談機能</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けた、生き方・家族・健康などに関する相談等</p> <p>4 活動・交流機能</p> <p>市町村と男女共同参画サポーターとの協働事業 地域での交流推進のためのネットワーク事業 ○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演をワークショップを行う。</p>	(再掲 20,645)	若者女性協働 推進室
いわて女性活躍支援事業費	県	女性が活躍できる社会形成を目指し、女性自身の活躍支援を進め、周囲の理解と協力を促すため、ロールモデル提供事業などの取組を行う。	(再掲 5,585)	若者女性協働 推進室
職員研修費（組織総合力強化プロジェクト事業費）	県	女性職員の更なる活躍、ベテラン職員の知識・経験の継承を推進するため、新たな研修を創設するとともに、「メンター制度」の導入等により職員のキャリア形成支援の充実を図る。	4,822	人事課
社会教育団体活動費補助 (婦人団体活動費補助)	県	県地域婦人団体協議会の活動を支援し、団体の育成を図る。	150	生涯学習文化 課
小計		27年度予算額	4,972	再掲は含まない。

II 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり

1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のための環境づくり

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	27年度 (2月補正後 予算額)	担当課
いわて男女共同参画プラン推進事業費（再掲）	県	<p>○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、N P Oによる運営を行う。</p> <p>1 情報機能</p> <p>(1) 「センターだより」発行 年3回</p> <p>(2) 図書、ビデオ、資料配架</p> <p>(3) ホームページによる情報発信</p> <p>2 学習機能</p> <p>(1) いわて男女共同参画推進月間事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いわて男女共同参画フェスティバル <p>(2) 各種講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座、D V被害者支援セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナー <p>(3) 男女共同参画サポーター養成事業</p> <p>(4) 市町村職員研修</p> <p>3 相談機能</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けた、生き方・家族・健康などに関する相談等</p> <p>4 活動・交流機能</p> <p>市町村と男女共同参画サポーターとの協働事業</p> <p>地域での交流推進のためのネットワーク事業</p> <p>○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演やワークショップを行う。</p>	(再掲 20,645)	若者女性協働 推進室
いわて女性活躍支援事業費	県	女性が活躍できる社会形成を目指し、女性自身の活躍支援を進め、周囲の理解と協力を促すため、ロールモデル提供事業などの取組を行う。	(再掲 5,585)	若者女性協働 推進室
私立学校運営費補助 (教育改革推進特別経費のうち子育て支援推進経費)	県	幼稚園の教育時間終了後も園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を継続的に実施していることや施設又は教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する私立幼稚園を設置している学校法人に対して助成。	181,580	法務学事課
女性医師就業支援事業	県・民間	女性医師等への「育児支援」や「職場復帰研修」の実施、院内勤務環境の改善、院内保育所の夜間運営や病児等保育の支援を通じて、医師が働きやすい環境を整備することにより、医師確保や離職防止を図る。	13,747	医療政策室
院内保育所運営事業補助	民間・公的	院内保育施設の運営費に対する補助	29,769	医療政策室
ひとにやさしいまちづくり推進事業費（ユニバーサルデザイン推進事業費）	県	ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、ひとにやさしいまちづくりを推進するため、研修、表彰、推進協議会の運営等を実施する。	911	地域福祉課
子育て応援推進事業費	県	子ども・子育て会議の開催、社会全体で子育て支援を行う意識の啓発や機運の醸成を図る。 ①岩手県子ども・子育て会議の開催 ②i・ファミリー・サービス事業（協賛店による子育て支援サービスの実施） ③仕事と子育ての調和推進事業	2,160	子ども子育て 支援課
産休等代替職員設置費補助	市町村・民間	老人福祉施設、障害者施設、児童福祉施設等に勤務する職員が出産等のため長期間の休暇を必要とする場合に、代替職員を臨時に任用する経費に対して補助する。	27,679	子ども子育て 支援課
子育てサポートセンター管理運営費	県	いわて県民活動交流センター内に「子育てサポートセンター」を設置し、N P O法人に事業委託し運営し子育て支援及び子育てに関する情報提供等を行う。	9,286	子ども子育て 支援課
子育て支援対策臨時特例事業費		保育所の整備や、保育所の質の向上のための研修、地域子育て創生事業などの実施により、子どもを安心して育てることができるような体制整備を図る。	6,240	子ども子育て 支援課

事業名	実施主体	事業内容	27年度 (2月補正後 予算額)	担当課
施設型給付費等補助	市町村	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、市町村が行う施設型給付（地方単独分）の支給に要する経費を補助する。	234,202	子ども子育て支援課
施設型給付費等負担金	市町村	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、市町村が行う施設型給付（国庫対応分）の支給に要する経費を負担する。	4,160,620	子ども子育て支援課
保育対策等促進事業費補助	市町村	仕事と子育ての両立を容易にし、安心して子育てができるような環境整備を推進するため、市町村が保育所等において行う分園推進事業の実施に要する経費等に対して補助する。	0	子ども子育て支援課
児童福祉施設整備費補助（児童館等整備費補助）	市町村	市町村が行う小型児童館、児童センター及び放課後児童クラブ室の整備に要する経費に対して補助する。	15,361	子ども子育て支援課
地域子育て活動推進事業費（地域子育て活動推進事業費補助）	市町村	児童の健全な育成を図るため、市町村が行う児童館や放課後児童クラブ等の健全育成のための事業に対し、その経費の一部を補助するとともに、放課後児童支援員認定資格研修等を実施する。	10,920	子ども子育て支援課
地域子ども・子育て支援事業交付金	市町村	地域の子ども・子育て支援充実のため、市町村が行う地域子育て支援拠点事業や一時預かり等に要する経費に助成する。	1,132,790	子ども子育て支援課
就業支援推進事業費	県	地域内の関係機関と連携しながら、雇用・労働に関する地域課題に対応するため、県内各地域に「就業支援員」を配置する。	74,157	雇用対策・労働室
勤労者福祉支援事業費	県	うち勤労女性分 ・出前「いわて企業力アップ講座」の実施 企業、団体等の希望により出前して講座を開催することにより、職場環境の向上や労働者の福祉の向上を図る。	286	雇用対策・労働室
労働者等生活安定支援資金貸付金	県	うち育児・介護休業者生活資金貸付金分 育児・介護休業者の生活の安定を図るため、生活資金の一部を融資することにより、育児休業の取得促進を支援	2,500	雇用対策・労働室
育休補充教職員の配置	県	教職員の育児休業中に代替教職員を設置する。	小中学校 786,013 県立学校 489,820	教職員課
小計		27年度予算額	7,178,041	再掲は含まない。

2 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	27年度 (2月補正後 予算額)	担当課
子ども、妊娠婦医療費助成	市町村	子どもの健全な発育と死亡率の減少を図るとともに、母体の健康を保持し、健やかな子どもの出生とその育成を図るために、医療費の給付を実施する市町村に対し助成する。	652,113	健康国保課
ジョブカフェいわて管理運営費	県	若手人材の県内就職促進を図るため、若年者を対象とした就業支援及び企業・教育機関を対象とした各種支援を行うワンストップサービスセンター「ジョブカフェいわて」の管理・運営を実施する。	88,590	雇用対策・労働室
地域ジョブカフェ管理運営費	県	若手人材の地元定着を促進するため、地域の関係機関と連携し、各地域に対応した就業支援活動を行う「地域ジョブカフェ」を管理・運営を実施する。（県内5地域：一関、大船渡、宮古、久慈、二戸）	15,701	雇用対策・労働室
就業支援推進事業費（再掲）	県	地域内の関係機関と連携しながら、雇用・労働に関する地域課題に対応するため、県内各地域に「就業支援員」を配置する。	(再掲 74,157)	雇用対策・労働室
委員会運営費（あっせん員の委嘱）	県	あっせん員による個別紛争の解決援助	369	労働委員会事務局
警察施設整備に要する経費（警察署等修繕費）	県	女性警察職員の勤務環境の改善を図るため、女性対応施設が整備されていない警察署及び交番について、施設整備を行う。	20,486	警察本部会計課
小計		27年度予算額	777,259	再掲は含まない。

3 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	27年度 (2月補正後 予算額)	担当課
商工業小規模事業経営支援事業費補助(若手後継者等育成事業)	県・商工会議所・商工会	青年部・女性部の活動推進を図るため、商工会・商工会議所が行う講習会、研修会、ブロック別交流会などを支援する。	8,298	経営支援課
いわて起業家育成資金貸付金	県 (金融機関へ預託)	県内において、新たに事業を開始しようとする方に対し、必要な資金の貸付を行うことにより、創業の機会を拡大し、経済環境の変化に的確に対応できる創意と活力のある企業を育成する。	1,210,008	経営支援課
沿岸漁業改善資金(生活改善資金)	県	生活改善資金の貸付 資金種類 (1) 生活合理化設備資金 (2) 住居利用方式改善資金 (3) 女性・高齢者活動資金	26,219	団体指導課
農山漁村いきいきチャレンジ支援事業	県	農山漁村の男女共同参画を推進するため、家族経営協定の締結や女性リーダーの育成を支援するとともに、地域食文化の発信・伝承活動や起業を支援する。 1 家族経営協定の推進 2 農山漁村男女共同参画の推進、女性リーダーの育成 3 地域食文化の伝承・発信活動の促進	1,378	農業普及技術課
いわて6次産業企業化促進事業費	県	6次産業化の取組の拡大を図るため、農林漁業者等による商品開発や販路開拓等の取組を支援	0	流通課
いわて発 元気な牛飼い女子応援事業	県	肉用牛及び酪農の経営を支えている元気な牛飼い女子による生産性向上や高付加価値化のためのグループ活動、活動の県内外への情報発信を支援	7,793	畜産課
森林機能高度發揮普及促進事業費（林業女性等活動支援）	県	林業女性グループを対象とした視察等勉強会の開催、全国林研女性会議などの活動支援	551	森林整備課
漁業担い手確保・育成総合対策推進費（うち女性活動促進）	県	漁村における女性の活動の促進、地位の向上のための実践活動推進（リーダー育成、交流学習）	7,291	水産振興課
浜のコミュニティ再生支援事業費	県	いわての浜料理選手権を開催し、漁家女性等の活動の再開を促すとともに、生きがいの創生を通じて、女性等の力による浜の賑わいやコミュニティの再生を支援	1,115	水産振興課
小 計		27年度予算額	1,262,653	再掲は含まない。

4 女性の職業能力開発の促進

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	27年度 (2月補正後 予算額)	担当課
いわて男女共同参画プラン推進事業費（再掲）	県	<p>○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、N P Oによる運営を行う。</p> <p>1 情報機能</p> <p>(1) 「センターだより」発行 年3回</p> <p>(2) 図書、ビデオ、資料配架</p> <p>(3) ホームページによる情報発信</p> <p>2 学習機能</p> <p>(1) いわて男女共同参画推進月間事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわて男女共同参画フェスティバル <p>(2) 各種講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座、D V 被害者支援セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナー <p>(3) 男女共同参画サポーター養成事業</p> <p>(4) 市町村職員研修</p> <p>3 相談機能</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けた、生き方・家族・健康などに関する相談等</p> <p>4 活動・交流機能</p> <p>市町村と男女共同参画サポーターとの協働事業</p> <p>地域での交流推進のためのネットワーク事業</p> <p>○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演やワークショップを行う。</p>	(再掲 20,645)	若者女性協働 推進室
いわて女性活躍支援事業費	県	女性が活躍できる社会形成を目指し、女性自身の活躍支援を進め、周囲の理解と協力を促すため、ロールモデル提供事業などの取組を行う。	(再掲 5,585)	若者女性協働 推進室
女性医師就業支援事業（再掲）	県・民間	女性医師等への「育児支援」や「職場復帰研修」の実施、院内保育所の夜間運営や病児等保育の支援を通じて、医師が働きやすい環境を整備することにより、医師確保や離職防止を図る。	(再掲 13,747)	医療政策室
女性就業援助事業費	県	就業を希望する女性に対し、県内6ヶ所で技術講習や就業に関する情報提供を行うことにより就業機会の拡大を図る。	8,621	雇用対策・労働室
地域人づくり事業費	県・市町村	若者、女性、高齢者の活躍推進を通じた雇用の拡大を図るために、地域の実情に応じた創意工夫による多様な「人づくり」を支援する事業を実施	90,998	雇用対策・労働室
就業支援推進事業費（再掲）	県	県内各地域に就業支援員を配置して、地域内関係機関と連携しながら雇用・労働に関する地域課題に対応する。	(再掲 74,157)	雇用対策・労働室
ジョブカフェいわて管理運営費（再掲）	県	岩手労働局と連携し、若年者を対象にきめ細やかな就職相談、職業紹介等を行うワンストップセンター「ジョブカフェいわて」の管理運営を行う。	(再掲 88,590)	雇用対策・労働室
地域ジョブカフェ管理運営費（再掲）	県	地域の関係機関と連携して、若年者を中心とした就業支援と地域産業の活性化を行う地域ジョブカフェを管理・運営する。 <ul style="list-style-type: none"> ・宮古 ・久慈 ・一関 ・大船渡 ・二戸 	(再掲 15,701)	雇用対策・労働室
小計		27年度予算額	99,619	再掲は含まない。

5 家庭における男女共同参画の推進

(単位 : 千円)

事業名	実施主体	事業内容	27年度 (2月補正後 予算額)	担当課
男女共同参画センター管理運営費（再掲）	県	いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、N P Oによる運営を行う。 1 情報機能 (1) 「センターだより」発行 年3回 (2) 図書、ビデオ、資料配架 (3) ホームページによる情報発信 2 学習機能 (1) いわて男女共同参画推進月間事業 ・ いわて男女共同参画フェスティバル (2) 各種講座 ・ 出前講座、デートDV予防啓発指導者セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナー (3) 男女共同参画サポーター養成事業 (4) 市町村職員研修 3 相談機能 男女共同参画社会の実現に向けた、生き方・家族・健康などに関する相談等 4 活動・交流機能 活動団体間の連携促進のためのネットワーク構築 ○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演やワークショップを行う。	(再掲 20,645)	若者女性協働 推進室
いわて女性活躍支援事業費	県	女性が活躍できる社会形成を目指し、女性自身の活躍支援を進め、周囲の理解と協力を促すため、ロールモデル提供事業などの取組を行う。	(再掲 5,585)	若者女性協働 推進室
福祉人材センター運営事業	県 (県社 会福 祉協 議会 へ委 託)	福祉サービスに対する理解を深め、新たな福祉人材の育成、潜在的福祉人材の就労を促進し、福祉人材の養成確保を図る。	25,951	保健福祉企画 室
看護師等養成所運営費補助	民間	民間立看護師等養成所の運営費に対する補助	119,848	医療政策室
看護師等修学資金貸付費	県	看護師等養成施設及び大学院の在学者に対する修学資金の貸付け	194,906	医療政策室
ナースセンター事業	県	未就業看護職員の就業の促進等を図るための各種事業の実施	22,150	医療政策室
ひとり親家庭医療費助成	市町 村	ひとり親家庭の経済的負担の軽減と父母と子の健康を図ることを目的に、医療費の給付を実施する市町村に対し助成する。	258,218	健康国保課
保健師研修	県	保健所等の保健師の資質の向上のための研修会への派遣	279	健康国保課
特定健康診査・保健指導事業負担金	県・ 市町 村国 保	国民健康保険の保険者（市町村）が実施する特定健康診査及び保健指導事業に要する経費の一部を負担。	203,986	健康国保課
明るい長寿社会づくり 推進事業	県、 (財) 岩手 県長 寿社 会振 興財 團	・ 岩手県長寿社会健康と福祉のまつり事業 ・ 全国健康福祉祭参加推進事業 ・ 高齢者社会貢献支援事業	23,974	長寿社会課
介護予防地域支援事業費	県	普及啓発キャンペーンの実施、普及推進従事者研修、予防教室の実施、寝たきり予防相談の実施など現在は、介護予防市町村支援事業に統合されている。	1,152	長寿社会課

事業名	実施主体	事業内容	27年度 (2月補正後 予算額)	担当課
老人福祉施設整備	市町村・民間	特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス等を整備する費用の一部を補助	192,500	長寿社会課
高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	市町村	在宅の要援護老人及び重度身体障害者に対応した住宅の改善を行う経費に対して市町村が補助する場合、その経費の一部を補助	28,329	長寿社会課
介護給付費等負担金	県	介護給付及び予防給付に要する費用の県費負担	17,188,233	長寿社会課
介護保険財政安定化基金積立金	県	市町村の介護保険財政の安定化のため、県に基金を設置	8,760	長寿社会課
介護保険制度施行事業費	県	介護保険審査会の運営等を行う	58,540	長寿社会課
介護認定調査員等研修事業費	県	要介護認定に関わる認定調査員等の研修等を行う (ケアマネ分も含む)	15,995	長寿社会課
障がい者自立支援事業費（都道府県地域生活支援事業費）	県	障がい者の地域生活を促進するため、相談支援従事者研修、補助犬育成、ガイドヘルパー養成など各種事業を実施する。	30,022	障がい保健福祉課
障がい者就業・生活支援センター事業費	県	一般企業への就業をめざす障がい者及び就職後の職場定着のための支援を要する障がい者に対し、就業面・生活面の支援を一体的に実施する。	41,350	障がい保健福祉課
チャレンジド就業・パワーアップ事業費	県	工賃向上計画の策定や工賃引上げ支援セミナーの開催など、障がい者の就労支援に向けた事業を実施する。	5,143	障がい保健福祉課
精神障がい者地域移行支援特別対策事業費	県	精神障がい者の地域生活への移行や地域生活を継続するための支援を推進するため、関係機関が連携し支援できる体制の充実強化を図る事業等を実施する。	2,549	障がい保健福祉課
障害者支援施設等整備費補助	県	障害者支援施設等を整備する社会福祉法人等に対し経費を補助する。	173,863	障がい保健福祉課
家庭児童相談室設置費（母子自立支援員兼子育て支援員活動費）	県	各広域振興局に母子・父子自立支援員兼子育て支援員を設置し、ひとり親家庭の生活相談に対応する。	46,526	子ども子育て支援課
母子福祉資金の貸付	県	母子家庭に対する修学資金、修学支度資金等12種の資金の貸付	514,208	子ども子育て支援課
寡婦福祉資金の貸付	県	寡婦に対する修学資金、住宅資金等12種の資金の貸付を行う。	15,968	子ども子育て支援課
児童扶養手当支給事業	県	父と生計を同一にしていない児童が育成される家庭の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当法に基づき手当を支給する。	934,438	子ども子育て支援課
ひとり親家庭等セルフサポート事業	県	ひとり親家庭等の就業活動を支援し、ひとり親家庭等の経済的自立を促進するため、ひとり親家庭の親等を対象に就業相談や就業に関する資格取得に係る支援を行う。	7,267	子ども子育て支援課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	県	家庭生活支援員の派遣等により、生活援助、子育て支援を行う。	480	子ども子育て支援課
母子福祉対策費	県	就業支援講習会の開催や、無料法律相談を実施する。	5,759	子ども子育て支援課
就職支援能力開発費（母子家庭の母等の職業的自立促進事業費）	県	母子家庭の母等を対象に3箇月間の職業訓練を実施することにより、職業能力の充実・強化を図り、職業的自立促進に資する。	9,694	雇用対策・労働室
小計		27年度予算額	20,130,088	再掲は含まない。

6 地域における男女共同参画の推進

(単位 : 千円)

事業名	実施主体	事業内容	27年度 (2月補正後 予算額)	担当課
男女共同参画センター管理運営費（再掲）	県	<p>いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、N P Oによる運営を行う。</p> <p>1 情報機能</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「センターだより」発行 年3回 (2) 図書、ビデオ、資料配架 (3) ホームページによる情報発信 <p>2 学習機能</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) いわて男女共同参画推進月間事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ いわて男女共同参画フェスティバル (2) 各種講座 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座、デートDV予防啓発指導者セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナー (3) 男女共同参画サポーター養成事業 (4) 市町村職員研修 <p>3 相談機能</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けた、生き方・家族・健康などに関する相談等</p> <p>4 活動・交流機能</p> <p>活動団体間の連携促進のためのネットワーク構築</p> <p>○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演をワークショップを行う。</p>	(再掲 20,645)	若者女性協働 推進室
いわて女性活躍支援事業費	県	女性が活躍できる社会形成を目指し、女性自身の活躍支援を進め、周囲の理解と協力を促すため、ロールモデル提供事業などの取組を行う。	(再掲 5,585)	若者女性協働 推進室
N P O活動交流センター管理運営事業	県	NPO活動交流センター及び県民活動交流センターの受付・調整等管理運営及びN P Oに対する相談・助言等業務を行う。	21,523	若者女性協働 推進室
消費者行政推進費	県	消費者の自立の支援に関する諸施策を推進する。 ○消費者啓発・情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種広報媒体を活用した情報提供 ・ 各種講座の開催 ○県民生活相談 ○その他消費者行政の推進	36,070	県民生活セン ター
N P O等による復興支援事業費	民間	多様な主体の協働による復興支援活動等を推進するため、活動経費の助成や担い手となるN P O等の運営基盤を強化するための取組を実施	87,327	若者女性協働 推進室
小計		27年度予算額	144,920	再掲は含まない。

III 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	27年度 (2月補正後 予算額)	担当課
青少年のための環境浄化対策事業	県	青少年環境浄化審議会の開催、立入調査員による不健全図書、区分陳列などの点検等	2,804	若者女性協働推進室
配偶者暴力防止対策推進事業	県	DVの根絶に向けた意識啓発と、相談員の資質向上に向けた取組、関係機関との連携等を推進 ① 暴力の防止に向けた教育・啓発の促進 街頭啓発による意識啓発 出前講座等によるデートDV予防啓発 ② 相談・保護体制の充実 配偶者からの暴力被害者支援関係職員研修会 「緊急避難」のための宿泊場所の確保事業 ③ 被害者の自立支援 配偶者暴力被害者自立支援事業費補助 ④ 関係機関の連携協力 岩手県DV防止対策連絡協議会（官民） 市町村DV防止対策担当課長等会議	2,038	若者女性協働推進室
福祉総合相談センター管理運営費（婦人相談所）	県	女性相談員を設置し、要保護女子に対する相談指導を実施する。	7,417	子ども子育て支援課
婦人保護施設入所保護費	県	婦人保護施設に、要保護女子の入所保護を委託する。	62,996	子ども子育て支援課
児童養育支援ネットワーク事業	県	児童虐待の未然防止から早期発見、早期対応、再発予防に係る総合的な取組を推進するため、児童相談所の体制整備や市町村の対応力の強化のための支援等を行う。 ○ 児童虐待防止活動事業（県要保護児童対策地域協議会、地域活動、市町村連携等） ○ 虐待対応チーム事業（精神科カウンセリング強化等） ○ 児童相談所相談機能強化事業（スーパーバイス強化事業、専門性強化、主任児童委員等研修の実施等） ○ 基幹的職員研修事業（児童福祉施設のスーパーバイザー養成） ○ 児童虐待保護者指導・支援事業（グループ療法や外部講師による専門的治療等） ○ 未成年後見人支援事業（未成年後見人の選任の推進）	15,244	子ども子育て支援課
被害者支援推進事業	県	犯罪被害者に対する施策の推進 1 県犯罪被害者支援連絡会の開催 2 犯罪被害者等の捜査過程に伴う負担の軽減	940	県民課
小計		27年度予算額	91,439	再掲は含まない。

2 メディアにおける人権の尊重

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	27年度 (2月補正後 予算額)	担当課
青少年のための環境浄化対策事業（再掲）	県	青少年環境浄化審議会の開催、立入調査員による不健全図書、区分陳列などの点検等	再掲 (2,804)	若者女性協働推進室
小計		27年度予算額		再掲は含まない。

3 生涯にわたる女性の健康支援

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	27年度 (2月補正後 予算額)	担当課
母子保健対策費(周産期医療対策事業)	県	安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図るため、妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備する。	373,472	医療政策室
エイズ対策特別促進事業	県	1 岩手県エイズ対策推進協議会の開催（委員23名） 2 マンパワーの養成事業 研修機関への派遣研修	2,122	医療政策室
性感染症対策事業	県	不妊等の原因となる性感染症を早期発見し治療に結びつけるため、性器クラミジア感染症検査を実施する。	599	医療政策室
風しん検査事業費	県	予防接種が必要である県民を効率的に抽出するため検査を実施する。	1,928	医療政策室
子ども、妊産婦医療費助成（再掲）	市町村	子どもの健全な発育と死亡率の減少を図るとともに、母体の健康を保持し、健やかな子どもの出生とその育成を図るため、医療費の給付を実施する市町村に対し助成する。	再掲 (652,113)	健康国保課
栄養改善の指導	県	特定給食施設の指導を中心とした専門的栄養指導 栄養改善のためのネットワークづくり及び関係機関への支援	1,161	健康国保課
麻薬、覚せい剤等取締費（薬物乱用防止啓発事業）	県	1 覚せい剤等薬物乱用防止啓発事業 岩手県薬物乱用防止指導員 350名委嘱 保健所薬物相談窓口等 2 薬と健康管理講座 3 啓発活動	2,763	健康国保課
母子保健対策費（特定不妊治療費助成事業）	県	特定の不妊治療に要する費用の一部を助成	106,410	子ども子育て支援課
母子保健対策費（生涯を通じた女性の健康支援事業）	県	生涯を通じた女性の健康の保持・増進を図るため、各種の健康教育事業、健康支援、不妊専門相談等の事業を実施する。	6,462	子ども子育て支援課
指導運営費（学校保健、安全関係講習会）	県	養護教諭等の専門知識及び技術を高め、学校保健の充実に資する。	2,349	スポーツ健康課
小計		27年度予算額		497,266 再掲は含まない。

○男女共同参画社会基本法

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享

受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別の取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関

する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求める

なければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人

権が侵害された場合における被害者の救済を図るため
に必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 基本方針等（第5条・第6条）

第3章 事業主行動計画等

　第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）

　第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）

　第3節 特定事業主行動計画（第15条）

　第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）

第5章 雜則（第26条—第28条）

第6章 罰則（第29条—第34条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に發揮できるようにすることを旨として、行わ

れなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。
(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要な事項
- 四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるべき事項
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)
- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要な事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- #### 第2節 一般事業主行動計画
- (一般事業主行動計画の策定等)
- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計

画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならぬ。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認める

とき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。
(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及

び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を

定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 17 条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第 18 条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第 19 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第 20 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施す

るよう努めるものとする。

(啓発活動)

第 21 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 23 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 18 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徵収並びに助言、指導及び勧告)

第 26 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第 27 条 第 8 条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 29 条 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 18 条第 4 項の規定に違反した者
- 二 第 24 条の規定に違反した者

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 12 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者

三 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条第 2 項の規定に違反した者
- 二 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 29 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 34 条 第 26 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

第 18 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関する知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関する知り得た秘密については、第 24 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(平成 14 年 10 月 9 日公布)

岩手県条例第 61 号

岩手県男女共同参画推進条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 9 条—第 22 条）

第 3 章 岩手県男女共同参画審議会（第 23 条—第 31 条）

第 4 章 雜則（第 32 条）

附則

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣習が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわりなく、その個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不斷の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理

念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

（1）男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

（2）社会における制度又は慣習が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

（3）男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

（4）家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようすること。

（5）男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。

（6）男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及

び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。

(7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。)を根絶するよう積極的な対応がなされること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させることができるように就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策
(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法

律第78号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るために、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聽かなければならない。

3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものとの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(教育及び学習の推進)

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第 15 条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるように、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第 16 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下この条において「委員」という。）を置くものとする。

2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。

3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第 1 項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。

4 委員は、第 2 項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第 1 項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(調査研究)

第 17 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第 18 条 県は、市町村が行う法第 14 条第 3 項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間の団体との連携及び協働等)

第 19 条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第

7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

(拠点となる機能の整備)

第 20 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第 21 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 22 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 3 章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

第 23 条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要な事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(所掌)

第 24 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

第 25 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(任期)

第 26 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 27 条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 28 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 29 条 審議会は、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第 30 条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第 31 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 4 章 雜則

(補則)

第 32 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に關し必要な事項は、知事が定める。

岩手県男女共同参画推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手県男女共同参画推進条例（平成 14 年岩手県条例第 61 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（岩手県男女共同参画調整委員）

第2条 条例第 16 条第 1 項の委員として岩手県男女共同参画調整委員（以下「調整委員」という。）を置く。

2 調整委員は、3 人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。この場合において、1 人以上は法律に関して優れた識見を有する者とし、かつ、1 人以上は女性としなければならない。

3 調整委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

4 調整委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 調整委員は、再任されることができる。

6 知事は、調整委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は調整委員に職務上の義務違反その他調整委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

（職務の執行等）

第3条 調整委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 条例第 16 条第 3 項の規定により、申出の内容について調査し、助言、指導及び勧告を行うこと。

(2) 条例第 16 条第 4 項の規定により、申出の内容について調査し、助言、是正の要望等を行うこと。

(3) 前 2 号に掲げる職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。

2 調整委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。

3 調整委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議によるものとする。

(1) 職務の執行の方針に関すること。

(2) 職務の執行の計画に関すること。

(3) その他調整委員が合議により処理することとした事項に関すること。

4 調整委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（申出の方式）

第4条 条例第 16 条第 2 項の規定に基づく申出（以下この条、次条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに第 11 条において「苦情又は相談の申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書により行わなければならない。ただし、調整委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

- (1) 苦情又は相談の申出をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに電話番号
- (2) 苦情又は相談の申出の趣旨及び理由
- (3) 他の機関への相談等の状況
- (4) 条例第 16 条第 2 項の規定に基づく相談の申出の場合にあっては、当該申出に係る人権の侵害があった日
- (5) 苦情又は相談の申出の年月日

2 前項ただし書の規定に基づき口頭による苦情又は相談の申出があったときは、調整委員は、その内容を録取し、書面に記録するものとする。

（調査しない申出）

第5条 調整委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る苦情又は相談の申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項の紛争の解決の援助の対象となる事項若しくは同法第 14 条第 1 項の調停の対象となる事項又は個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）若しくは個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 50 号）の個別労働関係紛争の解決の援助の対象となる事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 条例又はこの規則に基づく調整委員の行為に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、調整委員が調査することが適当でないと認める事項

2 調整委員は、条例第 16 条第 1 項の人権が侵害された事案に関する相談の申出が当該申出に係る人権の侵害があつた日から 1 年を経過した日以後にされたときは、

当該申出の内容について調査しないものとする。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

3 調整委員は、前2項の場合においては、申出の内容について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

(調査開始の通知等)

第6条 調整委員は、条例第16条第3項又は第4項の申出について調査を開始するときは、その旨を苦情に係る施策を行う県の機関（以下「県の機関」という。）又は関係者に対し、書面により通知するものとする。ただし、条例第16条第4項の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。

2 調整委員は、条例第16条第3項の規定により、県の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求めるとき、又は同条第4項の規定により、関係者に対し、資料の提出及び説明を求めるときは、書面により依頼するものとする。

(調査結果等の通知)

第7条 調整委員は、苦情又は相談の申出の内容について調査が終了したときは、その結果を、速やかに、当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。この場合において、条例第16条第3項の規定による助言、指導若しくは勧告又は同条第4項の規定による助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。

2 調整委員は、苦情又は相談の申出の内容について調査が終了した場合において、条例第16条第3項の規定による助言、指導若しくは勧告又は同条第4項の規定による助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第1項の規定により調査開始の通知をした県の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。

(助言、指導又は勧告)

第8条 条例第16条第3項の助言、指導又は勧告は、書面により行うものとする。

(助言、是正の要望等)

第9条 調整委員は、条例第16条第4項の助言を関係者に対し口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付するものとする。

2 条例第16条第4項の是正の要望等は、書面により行うものとする。

(是正その他の措置の報告)

第10条 調整委員は、条例第16条第3項の指導又は勧告を行ったときは、当該指導又は勧告を行った県の機関に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設けて報告を求めるものとする。

(申出の処理の状況等の報告等)

第11条 調整委員は、毎年度、苦情又は相談の申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、知事に提出するとともに、これを公表するものとする。

(身分証明書)

第12条 調整委員は、職務を行う場合には、その身分を示す身分証明書（別記様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、申出の処理に關し必要な事項は、調整委員が協議して定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第23号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式（第12条関係）

（省略）

男女共同参画に関する国内外の動き（年表）

年	世 界 の 動 き	日 本 の 動 き	岩 手 県 の 動 き
1945 (昭20)	●国際連合誕生(10月)	●婦人参政権確立	
1946 (昭21)	●婦人の地位向上委員会設置	●婦人参政初の総選挙	
1972 (昭47)	●第27回国連総会で、1975年を国際婦人年とすることを宣言(12月)		
1975 (50)	●「国際婦人年世界会議」をメキシコシティで開催 ●「世界行動計画」を採択(7月)	●総理府に「婦人企画推進本部」を設置(9月) ●「総理府婦人問題担当室」設置(9月)	
1976 (51)	●「国際婦人の十年」(1976～1985)	●育児休業法の施行(4月) ●民法等一部改正施行(6月)(離婚復氏制度)	
1977 (52)		●「国内行動計画」策定(1月) ●「国内行動計画前期重点目標」発表(10月) ●「国立婦人教育会館」開館(10月)	●企画調整部青少年対策課において、婦人問題に関する総括事務を所管(3月) ●婦人問題関係課長会議開催(4月) ●婦人団体県連会長会開催(4月)(以後、毎年度開催) ●婦人対策懇談会設置(12月)
1978 (53)			●「岩手の婦人対策の方向」を策定(8月) ●「岩手婦人の集い」開催(8月)(以後、毎年度開催) ●「婦人の生活実態と意識に関する調査」を実施(9月) ●「岩手県婦人問題研究会議」開催 ●広報紙「婦人情報」創刊(10月)
1979 (54)	●第34回国連総会で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)を採択(12月)		●企画調整部青少年婦人課設置(4月) ●「婦人週間ブロック会議」開催(県内4会場)(4月)(以後、毎年度開催) ●婦人海外研修「訪ソ婦人の船」に5人の女性を派遣(7月) ●「北海道、東北、関東地区婦人問題推進地域会議」を開催(11月)
1980 (55)	●「国連婦人の十年中間年世界会議」をコベンハーゲンで開催(7月) ●「国際婦人の十年後期行動プログラム」を採択	●「女子差別撤廃条約」署名(7月)	●婦人海外研修「中華人民共和国」に5人の女性を派遣(8月)(56年度は6人の女性を派遣)
1981 (56)	●「女子差別撤廃条約」発効(9月)	●「国内行動計画後期重点目標」を発表(5月) ●民法・家事審判法一部改正施行(1月)(配偶者相続分の引上げ等)	●「岩手の婦人」発刊(4月) ●「岩手の婦人対策の方向後期重点目標」を設定
1982 (57)			●岩手婦人の船洋上研修の開始(1月)(以後、毎年度実施) ●岩手県単独による婦人海外研修の開始(9月)(以後、毎年度10人の女性をヨーロッパ等へ派遣)
1984 (59)			●「婦人の生活実態と意識に関する調査」を実施(11月)
1985 (60)	●「国連婦人の十年最終年世界会議」をナイロビで開催(7月) ●「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択(7月)	●国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行(1月) (父母両系主義) ●「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)成立(5月)(昭和60.6.1公布、昭和61.4.1施行) ●「女子差別撤廃条約」批准(6月)7月発効	
1986 (61)		●総理府「婦人問題企画推進有識者会議」設置(4月) ●国民年金法の一部改正施行(4月)(婦人年金権の確立)	
1987 (62)		●「農山漁村婦人の日」の設定(3月) ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定(5月)	
1988 (63)			●「新岩手の婦人対策の方向」を策定(3月)
1989 (平成元)			●「岩手県婦人行政推進連絡会議」設置(5月) ●「いわて女と男のさわやかフォーラム」(岩手婦人の集いを改称)を開催(9月)(以後、毎年度開催)
1990 (2)	●「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(5月)		●「婦人週間いわて地域フォーラム」(婦人週間ブロック会議を改称)を開催(5月)(以後、毎年度開催) ●「岩手の女性の意識に関する調査」を実施(11月)
1991 (3)		●「育児休業等に関する法律」成立(5月) (平成3.5.15公布、平成4.4.1施行) ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」を決定(5月)	
1992 (4)			●「いわて女性さわやかプラン」を策定(3月)
1993 (5)		●第4回世界婦人会議日本国内委員会設置	●青少年婦人課を青少年女性課に改称 ●「さわやか地域フォーラム」開催
1994 (6)	●「開発と女性」に関する第2回アジア太平洋大臣会議(於:ジャカルタ)(ESCAP地域準備会合)	●男女共同参画推進本部設置 ●男女共同参画審議会発足 ●男女共同参画室発足	
1995 (7)	●第4回世界女性会議開催 行動綱領、北京宣言採択	●「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	
1996 (8)		●男女共同参画審議会による男女共同参画ビジョンの答申(7月) ●男女共同参画2000年プランの策定(12月)	●「いわて女性さわやかプラン」後期具体的な施策の策定(3月)
1997 (9)		●男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法の改正(6月)	●情報紙「join」創刊
1998 (10)		●男女共同参画社会基本法(仮称)の論点整理(中間報告)の公表	●「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施(6月)

男女共同参画に関する国内外の動き（年表）

年	世 界 の 動 き	日 本 の 動 き	岩 手 県 の 動 き
1999 (11)		●男女共同参画社会基本法制定(6月)	
2000 (12)	●国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	●「男女共同参画基本計画」策定	●「いわて男女共同参画プラン」を策定(3月)
2001 (13)		●男女共同参画会議設置 ●男女共同参画局設置 ●第1回男女共同参画週間 ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)制定(4月)	
2002 (14)			●「岩手県男女共同参画推進条例」(10月)
2003 (15)		●女性のチャレンジ支援策の提言(4月) ●次世代育成支援対策推進法制定(7月)	●青少年女性課を青少年・男女共同参画課に改称 ●「男女共同参画に関する苦情及び相談の処理制度」(4月) ●「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施
2004 (16)		●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の改正(12月施行)	
2005 (17)	●第49回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)	●育児・介護休業法の改正(4月施行) ●「第2次男女共同参画基本計画」策定(12月)	●「いわて男女共同参画プラン」を改訂(7月) ●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定(9月)
2006 (18)	●第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)	●男女雇用機会均等法改正	●「男女共同参画センター」開設(4月) ●「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施
2007 (19)	●第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(インド)	●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の改正(2008.1施行)	
2008 (20)			●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を一部改正(5月)
2009 (21)	●第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合(韓国)	●育児・介護休業法の改正(7月施行)	●岩手県男女共同参画審議会に新しい「いわて男女共同参画プラン」の基本的方向について諮問 ●「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施
2010 (22)		●「第3次男女共同参画基本計画」策定(12月)	
2011 (23)	●第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合(カンボジア)		●「いわて男女共同参画プラン」を策定(3月) ●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定(3月)
2012 (24)		●「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定(6月)	●「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施
2013 (25)	●第5回東アジア男女共同参画担当大臣会合(中国)	●「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」公表(5月) ●若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言(5月) ●「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる(6月) ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の改正(2014.1施行)	
2014 (26)		●「日本再興戦略」改訂2014に『女性が輝く社会』の実現』が掲げられる(6月) ●『すべての女性が輝く社会づくり本部』を設置(10月)	●若者女性協働推進室を設置(4月)
2015 (27)	●「北京+20」「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されてから20年を契機とし、国連において「北京+20」として、第59回国連婦人の地位委員会(CSW)において、これまでの取組状況に関するレビューを行う(3月)ほか、広報・啓発等の活動を実施。 ●「第3回国連防災世界会議を仙台で開催(3月)。「女性と若者のリーダーシップ促進」等を盛り込んだ「仙台行動枠組2015-2030」を採択	●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律制定(9月施行) ●「第4次男女共同参画基本計画」策定(12月)	●「第3回国連防災世界会議」において若者や女性の活躍支援の重要性を盛り込んだ「東日本大震災津波を教訓とした防災・復興に関する岩手県からの提言」を世界に発信(3月) ●「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施
2016 (28)			●「いわて男女共同参画プラン」を改訂(3月) ●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定(3月)